

第7章 平和の郷を希求して

1. はじめに

沖縄は明治の頃までは、琉球王国と呼ばれ国王が統治する一つの小国家であった。小国家であるがゆえに中国・東南アジアの国々との交易を重んじ、近隣諸国と平和的、友好的な関係を築くことを国是としていた。

このことから沖縄には、幸せな人々の生活の営みがあったことが想像できる。虐げるのでもなく、争うのでもなく、差別するものでもなく、人間を大切にし痛みを分かち合い、ただひたすらに平和を求めるという「沖縄の心」が生きた生活でした。そのことが沖縄がかつて「武器をもたない平和な島」といわれるゆえんである。

琉球王国の外交、貿易は中国、日本、朝鮮、東南アジアを始め、遠くマラッカ海峡にも及び、これらの交易の中から、琉球が平和を愛する「守礼の邦」であるとの評価を受けたのではないかと思います。

また本県や本村にも、この大交易時代から行われた平和外交・交易を通して育まれてきた様々な文化伝統や生活風習、人的交流などが長い年月を経た現在にも綿々と受け継がれているのです。

本県は、1995年に沖縄戦で激戦地とされる糸満市摩文仁に「平和の礎（いしじ）」が建立されました。記念碑の基本理念には「戦没者の追悼と平和祈念」「戦争体験の教訓の継承」「やすらぎと学びの場」の思いが込められたもので、沖縄の歴史と風土の中で培われた「平和のこころ」を、世界中に発信し、世界の恒久平和を願うものとして建設されたのです。

本村においても、「平和行政の基本に関する条例」を制定し、それを基本に「非核宣言」事業などにみられるような多くの平和事業に取り組んできました。

我々も、このような沖縄の苦悩・抑圧の歴史から、解放・自立・発展への歴史的変遷、

その動きを視野に入れ21世紀、将来への展望を切り開くことが極めて重要です。

悲惨な戦争体験を教訓にして、憲法擁護の精神に基づきながら日本国憲法の三原則の「平和主義」「主権在民」「基本的人権の尊重」の理念を高く掲げ、反戦平和と村民が平和で安全な環境のもとに、人間としての基本的な権利と豊かな生活を築ける「平和の郷」の建設をめざすことを希求します。

それが、先人達が築き上げた気風を認識し、取り入れながら、「平和な島」の構築をめざす今に生きる我々の使命だと思います。

2. 平和行政の推進 (ソフト事業)

読谷村民は持てる英知と情熱を尽くして、「平和の郷」の建設に取り組んできました。それは「軍隊は国民の生命財産を守り得るものではなく、国民一人ひとりにあらゆる意味での犠牲を強いる強権として存在するものである」という沖縄戦で多大な犠牲の上に学びとった教訓です。その教訓を村政の中に生かし、二度と戦争の惨禍が起こらない社会の建設が目的です。

地方自治行政は、その地域住民の生命財産を守り、生命が脅かされない生活環境の確保が第一義の目的です。すなわち、「平和に勝る福祉なし」ということでもあります。戦争を起こすのも人間ですが、同時に戦争を拒否し、平和な社会を築き得るのもまた人間です。

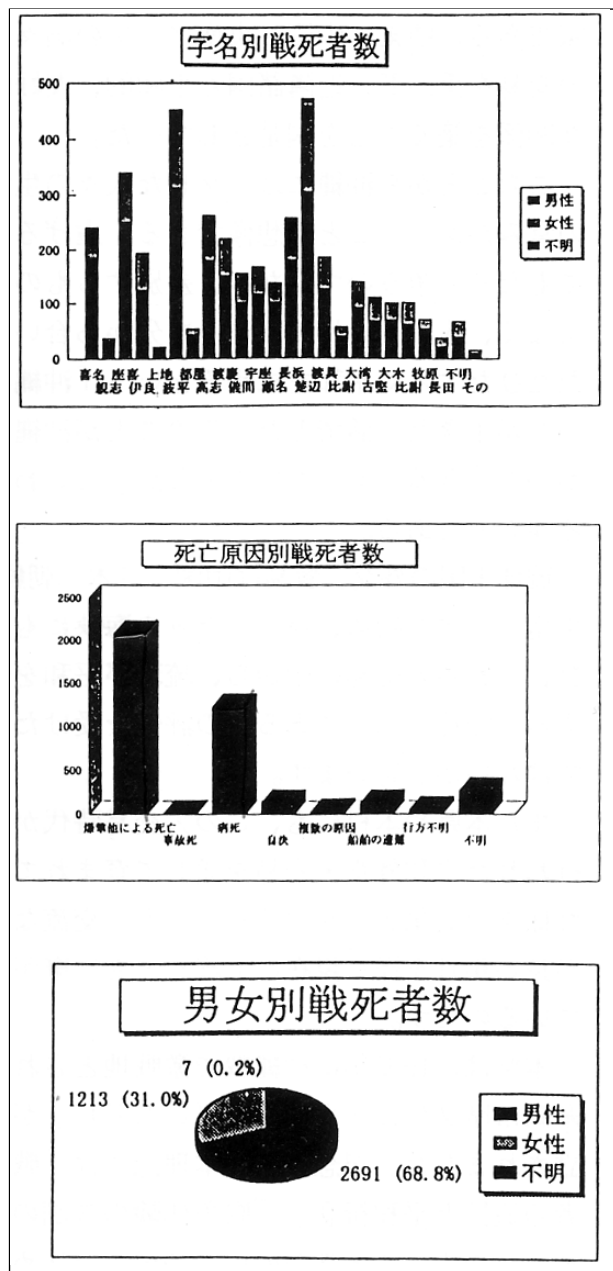
本村も、現状の村づくり運動の領域のみに満足するのではなく、今後とも発展させるため、自治体としての高い志と展望を主体的、創造的につくり上げる努力が必要です。

この項では、これまで本村や各字が実施してきた平和を希求する事業をいくつか紹介します。

(1) 平和の誓い

①読谷村の字別戦没者

字 名	男性	女性	不明	全体
喜 名	186	55		241
親 志	32	5		37
座喜味	251	89		340
伊良皆	125	69		194
上 地	17	4		21
波 平	313	140		453
都 屋	43	10		53
高志保	180	83		263
渡慶次	151	69		220
儀 間	100	54	1	155
宇 座	116	52		168
瀬名波	101	36		137
長 浜	181	78		259
楚 辺	307	161	6	474
渡具知	127	60		187
比 謝	40	17		57
大 湾	92	49		141
古 堅	68	44		122
大 木	70	32		102
比謝疋	63	40		103
牧 原	55	17		72
長 田	22	16		38
不 明	40	28		68
その他	11	5		16
合 計	2691	1213	7	3911



沖縄県が、戦後50周年記念事業の一環として取り組んだ「平和な礎」戦没刻銘事業の読谷村における調査結果をまとめたものです。

(資料提供：読谷村村史編集室)

② 慰霊の塔にこめられた想い

現在分かっているだけでも、2,000人余（読谷の当時の人口の約25%）もの尊い生命を奪い、今まで築き上げてきた全てのものを焼き尽くして、沖縄戦は終わった。

中南部の避難先や収容所から村へ帰った人々は、変わり果てた故郷の姿に驚きながらも郷土復興

の意気に燃えた。

ゼロどころか、ないないづくしのマイナスからのスタート。人々は土地を耕し、家を造り、部落を再建していった。と同時に最愛の肉親を奪った戦争への反省とその犠牲になった方々の慰霊のための塔づくりが始められた。

永久に平和を譲る護永の塔、宇座を守る宇座守の塔、永久の平和を願う平和の塔、永遠の平和を祈る永和の塔…。平和な社会を築くことを誓い、亡くなった方々の冥福と永遠の平和を祈った。

そして一平和の誓いも新たに、たくましい足跡を刻み始めた。

字民を祀る慰霊の塔

忠魂碑（渡慶次）

所 在 地：渡慶次227番地

建立年月日：大正2年（1913）10月 在郷
軍人会により建立
昭和25年（1950）12月 大東
亜戦争犠牲者碑銘建立

慰 霊 祭：6月23日

合祀人数：軍人74柱、軍属25柱、戦闘協
力者3柱、一般住民19柱
計121柱



平和の塔（波平）

所 在 地：波平東原222番地

建立年月日：昭和3年（1928）9月 忠魂
碑建立
昭和26年（1951）12月 平和
の塔建立

慰 霊 祭：6月23日

合祀人数：軍人134柱、軍属58柱、一般
住民135柱
（チビチリガマでの犠牲者の
うち28柱を
昭和62年6月に追加刻銘）
計327柱



永和の塔（座喜味）

所 在 地：座喜味154番地

建立年月日：昭和26年（1951）8月15日建立

昭和61年（1986）7月再建立
11月除幕式

慰 霊 祭：6月23日

合祀人数：一班33柱、二班32柱、三班27柱、四班48柱、五班23柱、戦
闘協力者 60柱 計223柱



護永之塔（高志保）

所 在 地：高志保217番地（191,54坪）

建立年月日：1957年夏

慰 霊 祭：6月23日

合祀人数：支那事変6柱、大東亜戦争
93柱、一般住民151柱
計250柱



永魂之塔（儀間）

所 在 地：儀間143番地

建立年月日：昭和32年（1957）11月8日

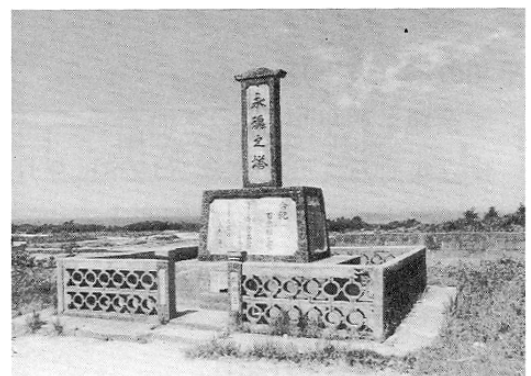
平成7年（1995）6月23日

改築

慰 霊 祭：6月23日

合祀人数：旧軍人42柱、軍属16柱、一般
住民54柱 計112柱

改築後計145柱（「平和の礎」
刻銘対象者）



さくら之塔（喜名）

所 在 地：喜名松川原467番地

建立年月日：昭和34年（1959）5月25日

平成4年（1992）5月30日

改築

慰 霊 祭：5月30日

合祀人数：167柱



真砂之塔（長浜）

所在地：長浜236番地

建立年月日：昭和34年（1959）5月

慰靈祭：6月23日

合祀人数：104柱



慰靈之塔（伊良皆）

所在地：伊良皆570番地

建立年月日：昭和34年（1959）11月15日

平成7年（1995）6月刻銘版

再建立

慰靈祭：6月23日

合祀人数：旧軍人64柱、軍属8柱、一般住民25柱、計97柱



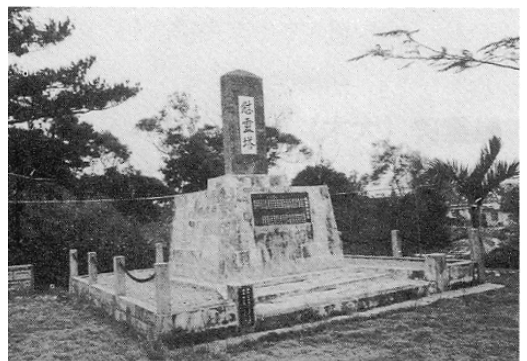
慰靈之塔（大湾）

所在地：大湾渡慶次当原586番地

建立年月日：昭和34年（1959）12月13日

慰靈祭：6月23日

合祀人数：軍人及び軍属 計43柱



慰靈之塔（楚辺）

所在地：楚辺1923番地

建立年月日：昭和35年（1960）11月15日

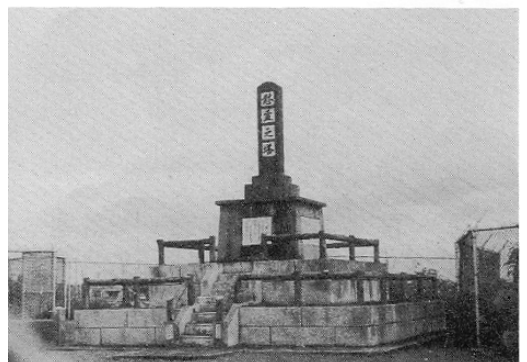
平成6年（1994）6月23日

刻銘版と歌文碑工事

慰靈祭：6月23日

合祀人数：旧 345柱

改築後 433柱



宇座守の塔（宇座）

所 在 地：長浜武理石原1774番地及び
1745番地（計424坪）

建立年月日：昭和40年（1965）8月15日
昭和62年（1987）6月23日
刻銘版改修

慰 靈 祭：6月23日

合祀人数：第一次世界大戦軍人1柱、
支那事変軍人1柱、
太平洋戦争（軍人52柱、
軍属26柱、戦闘参
加者9柱、一般住民50柱）
計139柱



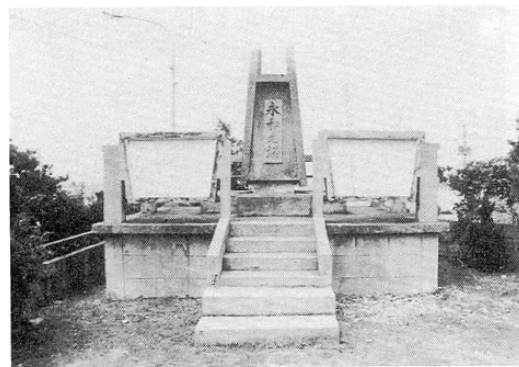
永和之塔（瀬名波）

所 在 地：瀬名波138番地

建立年月日：昭和44年（1969）9月

慰 靈 祭：6月23日

合祀人数：日露戦争1柱、大東亜戦争
74柱、（陸軍62柱、陸軍軍属
6柱、海軍軍属6柱）計75柱



慰霊碑（大木）

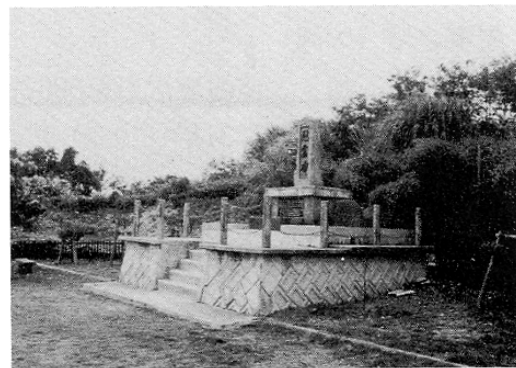
所 在 地：大木379番地

建立年月日：昭和56年（1981）3月27日
建立

4月19日除幕式

慰 靈 祭：6月23日

合祀人数：軍人・軍属 計45柱



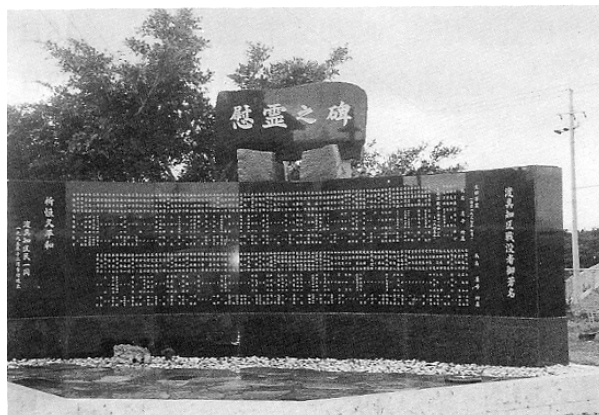
慰霊之塔（渡具知）

所 在 地：渡具知246-2番地

建立年月日：平成7年（1995）12月28日
除幕

慰 靈 祭：6月23日

合祀人数：198柱



慰霊碑（比謝江）

所在地：大湾東原3番地

建立年月日：平成7年（1995）6月23日

竣工及び除幕式

慰霊祭：6月23日

合祀人数：男性66柱、女性40柱

計106柱



慰霊碑（都屋）

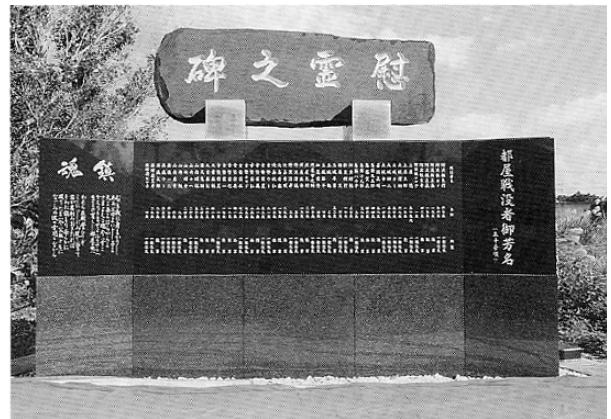
所在地：都屋444番地

建立年月日：1996年12月15日

1996年12月15日除幕式

慰霊祭：6月23日

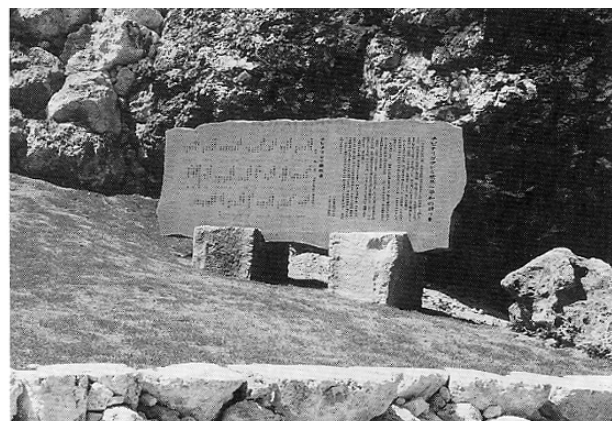
合祀人数：男性39柱、女性37柱 計76柱



チビチリガマから世界へ 平和の祈りを

世代を次いで伝えるべきことがいくつもあります。中でも沖縄戦の実相を今を生きる私達が次の世代に伝えることは最も重要なことであろうと思います。悲惨な戦争が二度と起こらぬよう、起こさぬよう永遠の平和を心の底から祈り、改めて犠牲者を偲びつつ、戦争の恐ろしさを語り継ぐ「世代を結ぶ平和の像」にしたいと思います。

戦後50周年を迎えた時、まだ続く沖縄戦の心の傷を癒やす術はない。二度と戦争を起こしてはならないと記念碑を建立した。



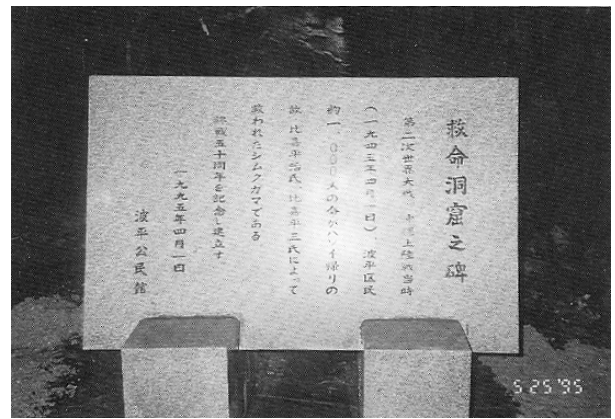
ガマに向かって左側に建立された記念碑
(1995年4月1日)

シムクガマ「救命洞窟の碑」建立

碑文

第二次世界大戦、沖縄上陸当時（1945年4月1日）波平区民約1,000人の命がハワイ帰りの故、比嘉平治氏・比嘉平三氏によって救われたシムクガマである。

終戦50周年を記念し建立する。



「救命洞窟の碑」除幕式から1995年5月28日

3) 清らかな流れ 美しき故郷

いつの日か ここに帰らん

読谷村内には、戦後、米軍基地を造るため集落が丸ごと接収され、他地域への移住を余儀なくされた字が、依然として元の地域へ戻れず残っている。その中で、長田区と牧原区（両区とも嘉手納弾薬庫に接収された）は、平成7、8年度に村事業（ノーベル平和賞を夢見る村民基金）を活用し「ふるさと探検隊」として、基地に消えたふるさとを訪問した。その事業には、県内各地に散らばっている同区出身の多くの方々が集まり、約50年ぶりに古里の土を踏みしめた。しかし当日は、米軍の規制（時間制限や人数制限など）に対し、参加者からは、「なぜ自分の土地なのに入れないのか」という怒りの声が多く上がるなど、現在でも植民地的な差別があることを証明するものだった。

戦後の安保体制のなかで、国策のために50年余も米軍基地に接収され続け、現在でも「自分の土地に戻りたくても戻れない」「自分の土地を見たいのに見れない」という、住民の声が黙殺され続けている。権力で人々の希望を踏みにじった、戦争の論理が未だ

に続いている実態がある。

※「ふるさと探検隊」では、実施調査とお年寄り（先輩方）の記憶をもとにふるさと地図や小冊子を作成した。

（戦前の集落の横顔）

ア) 長田区

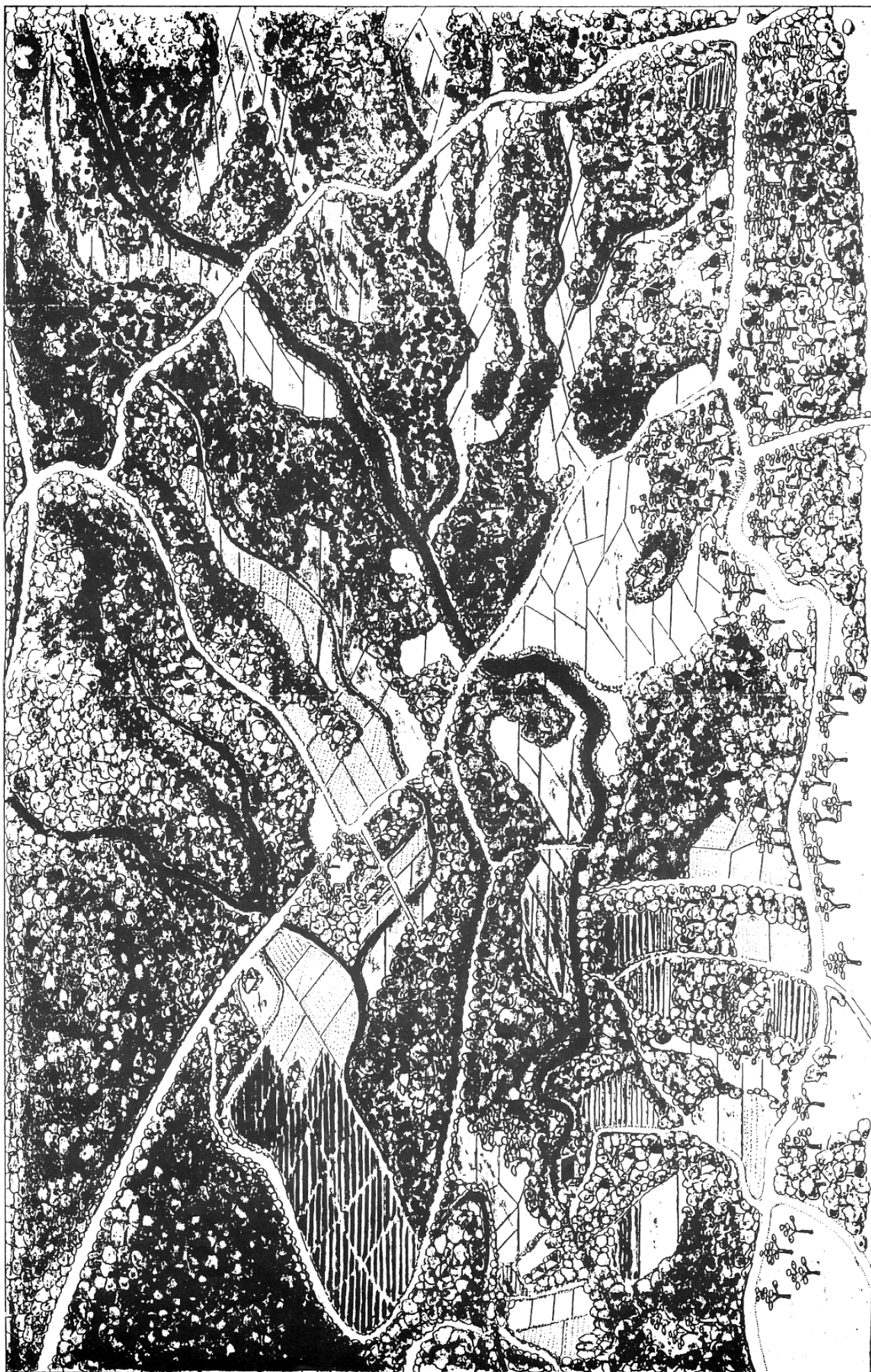
廃藩置県後、山間地に入植したいわゆるヤードウイ^{ヤードウイ}る屋取で、明治29年に行政区が発足している。山間にあって養蚕、茶の栽培が盛んであった。また豊富な長田川の水を利用して水車が整備され、製糖、精米が行われていた。

イ) 牧原区

琉球王朝時代に入植した集落である。明治期にはため池、トロッコ軌道、農道など県下初のほ場整備が行われ、農業先進地として知られていた。

※次頁より「ふるさとの地図」を紹介する

誠谷村長田区民俗地区鳥瞰図



(昭和16年頃)



平 和 行 政 の 推 進

～憲法の理念に立ち平和宣言～

人類はこの地球上に誕生して以来、万物の霊長として知恵を活かし発展してきました。ところが20世紀の今日、人類史上かつてない深刻な危機に直面しています。それも人間自ら造り上げた核兵器と核軍備競争によってであります。ボタン式核兵器の時代にあっては国境は軍事的意味をもたなくなりました。人間は国境を越え、人類の一員として生きていくという変革がとわれてまいりました。思想の違いや色の違い、文化の違い、体制の違いによっていがみあい、憎しみあう社会ではなく、地球上に住む人間としてお互いに善意、理解、調和、校正、良心、知性をもって平和21世紀を目指して、視野を大きく国際社会に向けていくことが必要であります。

今次大戦で未曾有の戦禍を被り、戦争の悲惨さと苦しみにうちひしがれた国民に生きる望みと自信と勇気を与えたものは、新生日本の憲法でありました。それは新鮮で強烈に国民の心をとらえ、生きる力を与え、自由と平和、民主主義を国民の前に具体的に提示してくれました。それ故に、平和憲法の理念と民主主義を基調とした平和国家の建設は、国民的誓いでありました。

日本国内唯一の地上戦が行われ、それに続く27年間の異民属支配、復帰後も基地の島の苦悩の実態、沖縄の現実はあまりにも多くの重荷を背負わされています。

我々の生活の中で平和に勝る福祉はないのであります。平和は人類最高の理想であり、理想現実のために全力を尽くすことは、人間の崇高なる使命であります。

ここに歴史の教訓と日本の平和憲法の理念と「非核宣言の村」としての村民の意思を体し、内外に声高らかに「平和宣言」をするものであります。

1. われわれは、反核・反戦を貫き、平和を守り、人類の存続と文化発展のために奮闘する。
1. われわれは、我々と我々の子孫の幸せと繁栄をめざし、平和な社会を築くために奮闘する。
1. われわれは、読谷村民の住みよい生活環境の確保をめざし、基地公害（爆音訴訟含む）を拒否するために奮闘する。
1. われわれは、読谷飛行場内の米軍落下傘演習場の早期撤退を求め、村民の諸活動の場としての村づくりのために奮闘する。

○読谷村平和行政の基本に関する条例

（平成3年3月29日
条例第10号）

（目的）

第1条 この条例は、第2次世界大戦、とくに悲惨な沖縄戦の教訓とそれに続く異民族支配の体験を踏まえ、恒久の平和を希求する村民の意思に基づき、読谷村の平和行政に係る基本原則並びに平和に関する事業を推進し、もって村民の平和で豊かな生活の維持向上に資することを目的とする。

（基本原則）

第2条 読谷村は、世界平和を求める村民の意思を表明した「非核宣言」と憲法擁護の精神に基づき、日本国憲法の基本理念である恒久平和の実現に努めるとともに、村民が平和で安全な環境のもとに、人間としての基本的な権利と豊かな生活が築ける社会の実現をめざして平和行政を推進するものとする。

（平和事業の推進）

第3条 読谷村は、平和行政を推進するため次の事業を実施するものとする。

- (1) 日本国憲法に規定する平和の意義の普及
- (2) 平和に関する情報・資料の収集及び提供
- (3) 国内及び国外の諸都市との平和に関する交流
- (4) 平和創造展、講演会等、平和に関する事業の推進
- (5) その他、村長が必要と認める事業

（委任）

第4条 この条例の施行に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この条例は、平成3年4月1日から施行する。

核戦争の勃発から人類の破滅を救うための要請

私たち読谷村は、日本国沖縄県の一つの自治体であります。面積34.48平方キロメートル、人口29,744人、総面積の48%が米軍基地であります。基地の村から地方自治体の意思として貴国に対し強く要請いたします。

沖縄は第二次世界大戦（太平洋戦争）中、米軍の上陸によって日本国唯一の陸上戦の死闘が展開され、多くの犠牲者を出した悲惨な体験を有する島であります。

又、日本国民は戦争の結果としてヒロシマ、ナガサキの原爆の残酷な体験をも有し、被爆国民という立場にもあります。身をもって体験した国民が、今最も恐れ、最も心配していることは、地球上（核兵器保有国）に存在する大量の核兵器のことであります。大国の力によるバランス論で、核兵器の製造・保有軍拡競争が進められてまいりましたが、ひとたび核戦争が勃発すれば人類の破滅につながるからであります。核兵器を持つことは人類の不幸への出発であるという人間的な深い認識が必要であります。

人類はそれから地球を大事にし、その上に存在しなければなりません。そして子孫の為に美しい郷土と素晴らしい地域文化を未来に引継ぎ、人間の知性と愛の炎がこの地球上から消えることがあってはなりません。私たちの自治体は、その責務を明らかにするため村民と共に「平和宣言」をし「非核宣言」を1982年6月、議会議決を行い活動を進めてきたのであります。

このたび読谷は、貴国に対し、人類の生存と発展その栄光のために次のことを強く要請します。

記

1. 人類の破滅をもたらす核兵器の製造をしないこと
 1. 核兵器を保有することは使用への道を可能にする恐れがあり、その保有を禁止すること
 1. 核兵器を廃絶すること
- 以上、貴国をはじめ核兵器保有国が「核兵器」を進んで廃絶される御英断を心からお願い申し上げる次第であります。

以上決議する。

昭和62年9月16日
日本国沖縄県読谷村議会

非核宣言

今日の世界情勢を見渡した場合、軍備増強に伴う戦争への危険性が日々高まりつつあります。

ことに去る第2次世界大戦において原爆の被害を被った我が国は世界でも唯一の被爆国であり「核」の恐ろしさを身をもって体験している国民として核の廃絶を願う気持ちは切なるものがあります。

しかるに国際環境は年々「核」は増える傾向にあり誠に憂慮に耐えません。

第2次大戦において戦場となった我が沖縄県は、ことのほか戦争を拒否する思想を一層強固にしていかなければなりません。あの恐ろしい「核兵器」の破壊力を思うとき、一日も早く核兵器がこの地上からなくなる日を願うと共に、折から開かれる国連の第2回軍縮総会において核廃絶への方向が一段と前進することを心から希望するものです。

我が読谷村民も、この時期に世界の平和を願う諸国民と共に核廃絶への決意を固め、ここに声を大にして非核宣言を行うものです。

右決議する

1982年6月5日 沖縄県読谷村議会



「非核宣言の村」
運動広場に建つ記念石碑

非核宣言

今日の世界情勢を見渡した場合、軍備増強に伴う戦争への危険性が日々高まりつつあります。

ことに去る第2次大戦において原爆の被害を被った我が国は世界でも唯一の被爆国であり「核」の恐ろしさを身をもって体験している国民として核の廃絶を願う気持ち切なるものがあります。

しかるに国際環境は年々「核」は増える傾向にあり誠に憂慮に耐えません。

第2次大戦において戦場となった我が沖縄県は、ことのほか戦争を拒否する思想を一層強固にしていかなければなりません。

あの恐ろしい「核兵器」の破壊力を思うとき、一日も早く核兵器がこの地上からなくなる日を願うと共に、折から開かれる国連の第2回軍縮総会において核廃絶への方向が一段と前進することを心から希望するものです。

我が読谷村民も、この時期に世界の平和を願う諸国民と共に核廃絶への決意を固め、ここに声を大にして非核宣言を行うものとす。

右決議する

昭和五十七年六月五日

沖縄県読谷村議会



読谷村・沖縄戦終結50周年記念事業

沖縄戦終結50周年記念として、本村では各種の記念事業を実施してきました。

この頃では、記念事業で取り組んだ不戦宣言や各種平和石碑塔の碑文やスナップを掲載致します。

不戦宣言



不戦宣言は、沖縄戦の教訓を踏まえ、二度と戦争の惨禍を繰り返さないことを祈念して、第255回議会定例会において議会議員と執行部が共同提案し、全会一致で決議したものである。

読谷村は、米軍最初の沖縄本島上陸地点となり一面焦土と化し、今日なお米軍基地が村土の四十七％を占める。読谷村民は、第二次世界大戦、太平洋戦争の中で三千七百名余の尊い人命を失った。今なお残る遺族らの心の痛みと、生き残った人々の教訓として、今後、二度と再び戦争を起こさない、起こさせないとの決意を表明する。日本国憲法の平和主義と、非核三原則の遵守を訴え、沖縄戦終結五〇周年にあたり、平和を希求する三万三千余の村民意思として次の不戦の誓いを宣言する。

不戦の誓い

人類の未来は常に明るいものでなければならない

それは全ての人類の共存、共生、協調の時代核の脅威からの解放は人間性の解放につながり大自然と調和する人間の営みは、明日への活力を生む

沖縄の心、それは武器なき社会であり武力によらず、人間相互の信頼と文化文物の交易によって生きてきた我々は、国家のために次また次へと沖縄を犠牲にすることを拒む決して攻撃せず、決して侵略せず子らを再び戦場へ送らない

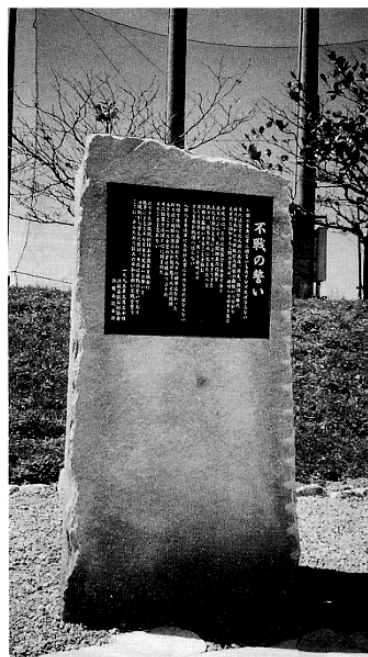
人類の未来は常に生命が大事にされなければならない

戦場で、惨禍に見舞われた人々に明日はなかった降り注ぐ砲弾の雨のなか逃げ惑う人々の恐怖生きることへの希望の芽は踏みつぶされその狂暴さは深く心に刻まれたそのことを忘れない

巡ってきた沖縄戦終結五〇周年を機会に戦争による三千七百余の死者への弔いと沖縄戦から学んだ教訓、それは非戦の誓いでありここに、あらためて恒久の平和を願い不戦を誓う

一九九五年三月三〇日

沖縄県読谷村
沖縄県読谷村議会



不戦宣言碑

不戦宣言碑

世界に知らさびら 戦争世の苦りさ
いちやし忘りゆが 命ど宝

平和憲法や 定みてやあしが
護ていかすしや 人の心

忘れて忘らん 戦争世ぬ哀り
又と無んぐとに 平和御願げ

一九九五年一二月
読谷村老人クラブ連合会

戦争は
若者から夢と青春を
妻から夫を
母から子を
愛するすべてを奪った

愛しい子等よ
銃を持つな
血を流すな
永遠の平和をつかめ

たったひとつの命
けして けして 繰り返すな
いまわしい戦場の悪夢を

一九九五年一二月
読谷村婦人会



不戦宣言
後方
右から
読谷村老人クラブ連合会
読谷村婦人会
不戦の誓い
読谷村青年団協議会
読谷村児童生徒一同

故郷が廃墟と化した沖縄戦
二十万あまりの尊い人命がうばわれた
あの悲惨な地上戦から半世紀が過ぎた

われわれは戦争を知らずに生まれ育った
次の世代も戦争を知らずに育ってほしい
明るい未来を造るため全ての戦争を拒否する

戦争があつたことを忘れるのではなく
二度と繰り返してはならない歴史として
それぞれの心に深く刻みたい

平和の尊さを次の世代に引き継ぎ
人類が平和のうちに暮らすことを希求し
われわれは ここに恒久の不戦を誓う

一九九五年一二月
読谷村青年団協議会

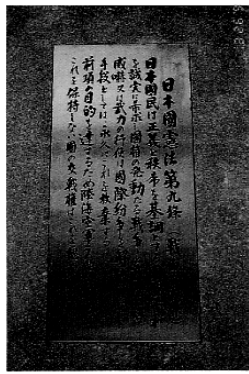
五十年前 この沖縄に
おそろしい戦争がやってきた

人々は何の罪もないのに犠牲になり
花や木も 真っ黒に焼け焦げ
なにもかもがなくなってしまった

戦争は 多くのお父さん お母さん
おじいちゃん おばあちゃん
兄弟 姉妹たちをうばった

戦争は これから 将来 未来にかけて
ぜったいあってはいけない
今 私たちはそのことを考え
そういう社会をつくりたい

一九九五年一二月
読谷村児童生徒一同



生命が躍動し歡喜する一瞬、それは自然の偉大な力によって新たに発芽する小さな植物の芽。こうした生命の萌芽—生まることがへのうねりは誰にも阻止することのできないもの。

人間の欲望から発する戦争に対し、我々の中には生来の生きることへの願望がある。全ての生命が当り前にその一生を終えることができる社会、平和なうちに生命を次へつたぐことのできる社会こそ私たちの願い。その社会の実現を信じよう。我々自身の力を信じよう。世界中が九条の精神で満ちることを信じよう。それは、誰にも阻止できない植物の萌芽と同じ、生命の躍動につながるのだから。

輝け！平和憲法。

いけ！世界へ。平和な未来に向けて！

第二章 戦争の放棄

第九条 ① 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、

国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

② 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

日本国憲法

前文

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸

国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名譽にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

(昭和二十一年一月三日公布、
同 二二年 五月三日施工)

資 料

1977年2月7日

カーター大統領閣下

建国の父達の示した夢と信念を国民に訴え、未来に立ち向う勇敢さと、自由と平和の実現に新しい精神を強調して、世界第一の指導者として登場せられ、世界の人々に夢と希望を与えられたカーター大統領に心からお祝いの言葉を申し上げます。

建国200年祭を祝った米国に最もふさわしい偉大な指導者ジミー・カーター氏の第39代米国大統領へのご就任おめでとうございます。心から祝意を申し上げ、米国をはじめ世界平和と社会正義の実現のため、今後の活躍をお祈り申し上げます。

私は、日本国沖縄県の読谷村の村長をしております山内徳信（41才）という者であります。

村民25,000人に代わり、敬愛するカーター大統領に直接お手紙を差し上げお願いを申し上げます。その理由は、現在、読谷補助飛行場と呼ばれているところで米軍のアンテナ工事をめぐって、地域住民との間に極めて緊迫した状態が続いており大統領の有効適切なお指導ご助言を仰ぎたく、親書をしたためた訳でございます。

大統領におかれましては、公務多端の折、誠に恐縮とは存じておりますが、事態が急迫しており、「一寸の虫にも五分の魂」ということわざもありますように、沖縄県の小さな村の村長からの訴えではありますが、お聴き取り下さいまして、在日米海軍司令部（横須賀）の方に適切なご助言をお願い申し上げます。失礼をかえりみずお手紙を差し上げたわけでございます。

私達沖縄県民は、第二次世界大戦の終結以来27年間にわたって、アメリカ軍の支配下におかれてきました。私達は異民族支配という不名誉な状況の中で、貴重な体験と教訓を学ぶことができました。それは何であったかと云いますと「自由の尊さであり、基本的人権の尊厳さであり、世界平和が」この世に実現されなければいけないと云うことでありました。それ故に政治にたずさわる者に課された課題は極めて重要であると思います。

アメリカの民主主義は最近、かつてない危機に直面し苦悩に満ちた数年でありましたが、しかし、それはたんなる私一人の杞憂であってよかったと思います。それは、今回の大統領選挙の結果が如実に証明しております。カーター大統領の当選は、カーター大統領の偉大さは勿論ですが、同時に若い人々を信頼して任して下さるアメリカ国民の姿は、正に民主主義国アメリカの健全さを示すものだと思います。

国民の信頼を回復し、1970年代後半の米国の救世主的存在たるカーター大統領に対して、米国民だけでなく、21世紀に夢と希望をいだいて日々生活し職務に励んでいる世界のすべての人々は庶民的、大衆的そして精神生活の豊かなカーター大統領に感激を覚え、大きな期待を寄せているのであります。

さて、私達の読谷村は人口25,000人、面積34.47km²であります。ところが村の総面積55%が、現在も米軍基地として使用されております。村の真中に、第二次世界大戦のために日本軍が作った（1943年～1945年）読谷飛行場（2,145,427m²）があります。ところが、この飛行場は現在、飛行場としては使用されず、荒廃したまま時折米軍がパラシュートの降下演習をしますが、元地主の方々が、飛行場内の空地を耕し農業をして生活しております。

戦前、日本軍が土地を接収する時に、「戦争が終わったら土地は地主に返す」という約束をしておきながら戦後32年経過しているのに日本政府はまだ地主に土地を返しておりません。

戦後の土地調査（1951年頃）の際には、米軍から「飛行場用地の土地調査はするな」という口頭指令があって、地主からの土地の所有権の申告が出来ず、そのため飛行場用地は現在国有地扱いされ今日まで何の補償もなく、1943年以来、30有余年間も未解決のまま放置されていることに対し、地主としては承服できないのであります。

私達読谷村は、この問題を解決すべく11年前から取り組み、既に日本政府に対しては村、議会、地主会から数回にわたって①元地主に土地を返還せよ。③30有余年間の補償をせよ。という要請を続けている最中に昨年（1976年7月）同飛行場内に米軍によるアンテナ工事が極秘の中に進められようとして問題が発生し、現在工事は中断されております。

同地域は地主会や村が主張している通り、戦後処理の問題をまっさきに解決すべきであり、それをせずにアンテナ基地を作るべきではありません。

この手紙がカーター大統領の手許に届く前に、米軍は業者を通して機動隊を出動させ、反対している村民を弾圧する動きが日々刻々と迫っている状況であります。機動隊によって弾圧されることになると真実は圧殺され、正しい要求はおしつぶされ、不正義が通ることになります。私達は不正義や不道徳が通る世の中を作ってはいけません。

私達が村をあげて米軍のアンテナ基地に反対している理由は三つあります。

- ①アンテナ基地になると地主への土地の返還がさらにおくれる。
- ②アンテナ基地になると村の基本構想に基づく土地利用が出来なくなる。
- ③村の55%が米軍基地であり、これ以上基地の拡大を認めることは出来ない。ということでもあります。読谷村の同地域の土地利用計画を申し上げたいと思います。読谷村の基本構想に基づく土地利用として工業用地、農用地、公共用地の三つに区分してあります。

その中の公共用地は、村の庁舎、教育文化、社会福祉活動のセンター、運動公園として位置づけてあります。1977年度は運動公園の準備、1978年度は運動公園の建設着手の計画で作業を進めております。若し、貴国の軍隊のアンテナ基地が実現しますと、村民25,000人が皆で運動公園を作ろう」という悲願は米軍によって押しつぶされることになります。そのような不幸なことが起こらないよう願うものであります。

村民と米軍との信頼関係が必要であり、それなくして他国での基地の維持は困難をきわめると思います。私は、農民の気持、貧しい人々の気持、しいたげられてきた人々の気持を理解していらっしゃる大統領は必ず不幸な事態だけは除けていただけるものと確信しております。

村民は一日も早く、運動公園が出来るのを夢みているのであります。子供達、青年、婦人、お年寄りの方々が広々とした緑にかこまれた運動公園で、野球に、ラグビー、サッカーにテニス等で汗を流し、木々の下で若い青年達は夢を恋を語り、人生を、神を哲学を芸術を論じ、お年寄は広場や芝生の上に腰を降し、生き甲斐を語り、このように村民の憩いの場、語らいの場であり、スポーツを通して健康を維持し、豊かな人間性をつちかう為に、運動公園を作ろうということは村民共通の夢であり、世論であります。どうか、カーター大統領殿、この素朴なこの美しい、このたくましい、この平和な夢だけは圧殺させないでほしい。

小さい夢、小さな願いとお笑いになるかも知れませんが、今の我々にとっては、大切なそして大きな夢なのです。どこの国、どこの軍隊でもこの願いを弾圧し圧殺していく権利はないと思います。その土地に永久に住む者の計画が優先すべきであって、いつかはかえる米軍基地が優先されるべきではないと思います。そのことを在日米軍司令部に再検討するよう大統領からの御助言をお願い申し上げます。

私は、村議会議長、地主会長、その他関係者と共に何回となく在沖米海軍の関係者にもお願いをし更に在日米海軍のラッセル將軍宛にも要請を続けて参りましたが、まだ良い回答を得ておりません。

私は、大統領という米国最高の責任者に直接手紙でお願いをする非礼も重々承知で、あえて、手紙を書きましたのは、25,000人の村民を思い、地主会の主張を思い、誠意ある方々の支援を思い、万が一にでも、その願いや夢が無残にも押しつぶされることがあってはいけなし、大統領の云う「なぜベストをつくさないのか」という心情で、どんなことがあってもお願いをするのだと自分自身に云いきかせるといいますか、すなわち、人事を尽して天命を待つという気持でお手紙を差し上げる訳であります。

アメリカ合衆国の独立宣言の中に「すべての人は生れながらにして平等で生命、自由、および幸福の追求をする権利があり…」とうたわれております私達村民にも自分達の夢を実現させ幸福になる権利もあります。大統領の就任演説で「われわれの人権を守るという約束は絶対でなければならず…強者が弱者を迫害してはならず、また人間の尊厳は高揚されなければならない」と述べられたお気持ちで、読谷村民が要請しております読谷飛行場内の米軍アンテナ工事を即時中止して下さいますようお願い申し上げます。

私は事を処するにベストを尽すことを信念としておられるカーター大統領からの明るい返事の日も早からんことを期待しております。

最後に、カーター大統領の御健斗を祈念申し上げます。さよなら

日本国沖縄県読谷村長

山 内 徳 信

クリントン大統領・橋本首相殿
「直訴状」全文

1996年4月30日

沖縄県読谷村

村長 山内徳信

1. はじめに

沖縄はうりずんの季節を迎え、美しい花が咲きほころびております。

クリントン大統領をはじめ橋本首相におかれましては、4月17日の日米首脳会談を終了されホッとされていることと存じます。どうぞ今後とも国民の幸せと両国の末長い発展のため御活躍されますよう祈念申し上げます。

さて、私の立場からは直接お目にかかって申し上げることは許されませんので、恐縮とは存じますが新聞紙上を通して沖縄県民の願いや問題点、更には基地返還の方法論等を申し上げます。どうぞ寛大な気持ちでお聞き下さいますようお願い申し上げます。そして沖縄の人々の願いや問題提起が秋の最終報告には反映されますようお願い申し上げたく筆を執った次第であります。

日米首脳会談に先立ち、4月12日午後8時、橋本首相とモンデール駐日大使は首相官邸で共同記者会見を行い、困難だと伝えられていた沖縄の最重要案件のひとつ「普天間飛行場の全面返還（5年～7年以内）」に合意したとの突然の発表に沖縄県民は一瞬喜びを隠しきれませんでした。大きな岩が政治の力で音をたてて動いたのであります。

沖縄県民の盛り上がる世論を受け、日米両政府の思い切った判断でもあったと思います。

クリントン大統領の訪日を目前に控え、政治的決断の必要性もあり短時間で決着であっただけに「普天間」の機能移設先については多くの問題点があり、これから申し上げます沖縄側の実態を十分に受け止め、最終的に沖縄県民が等しく喜び合えるような方策を講じていただきたいと訴えるものであります。

2. 基地のたらい回しは許されない

普天間飛行場の返還合意を受け、今！沖縄県民の心には複雑に重く揺れております。

喜びの部分、大きな壁を乗り越えようという決意の部分もあれば、耐え難き屈辱と複雑で重苦しい部分、嘉手納飛行場の殺人的爆音と嘉手納弾薬庫の爆弾を枕に、50年間も苦しみ怒りの日々を生きてきた人が、これ以上の爆音被害、基地被害を許さないという、人権の叫び、怒りの爆発が火山の如く、街から村へ、村から街へと大きなうねりとなって動き始めた部分、この苦悩と苦汁に満ちた沖縄の現実を甘く見るのではなく、県民の心から願いを秋の最終報告に生かして下さいようお願い申し上げます。

戦後51年目に入りました。もはや戦後の勝者、敗者の関係の時代は終わりました。しかし、占領時代のまま沖縄にある米軍基地はその規模、機能を含めて住民と混住状態にあり、そのような基地はアメリカ本国にも、日本本土のどこにもありません。そこに沖縄の米軍基地の異常性があるのであります。

日米両政府が本当にこれから将来にわたって日米友好親善を大事に、良き隣人」関係を大切になさるとおっしゃるならば、基地問題にもっと真剣にそして誠心誠意沖縄県民の立場を踏まえて取り組まれますよう訴えます。

返還にあたって、基地の機能を沖縄県内でたらい回しをするが如きは、沖縄県民の人権を無視し、侮辱しているとしか映らないのであります。

今回の「普天間基地の機能を嘉手納飛行場と嘉手納弾薬庫地区」に、その他中間報告で発表された県内移設案を見る限り、地権者や自治体の思、県民の意思とは全く関係なく、日米安保、軍事優先の名の下に国家権力が一方的に押しつけるやり方がいつまでも通るとお考えでありましたら大きな間違いであります。憲法で言う主権在民や基本的人権の保障の精神が全く欠落していることに思いをいたすべきであります。

米軍による「移設条件」付き返還合意がなされながら、復帰後23年も経過して今尚、実現しない理由を考えると、1つにはアメリカ側の勝者の発想で基地の「移設先」を要求していること、2つ目は冷戦崩壊後も依然として「冷戦時代の発想」が変革されていないこと、3つ目は日本政府の米軍駐留に関する「思いやり予算」と言われております。

4つ目は日米両政府ともそれぞれの国益優先が一致し、「基地は沖縄に封込め」と押しつけ、お互いに50年間黙視してきたことであります。

そこに沖縄県民への特別な感情と差別が存在すると言わざるを得ません。

3. 国家によるイジメ

今回の普天間飛行場返還合意の記者会見をテレビで見ている、喜び半分、怒り半分の複雑な心境でありました。無条件全面返還ではなく「機能移設」という条件が付いていたからであります。更に沖縄県の主人公は沖縄県民であるはずなのに、50年も基地問題でイジメられ続けてきた主人公の意思は「機能移設」付きで抑圧し、「返還合意」が我が物顔で発表している姿は、あまりにもセロモニー的過ぎて、矛盾に満ちた沖縄の現実を悲しく思うと同時に、又これから闘いが始まるな一との思いでありました。もうこれ以上我々を苦しめないでほしい。イジメないでほしいと思います。アメリカは「普天間」が返還しても基地機能をそこなうことなく、50年間使い慣れた古い家（基地）から新しく日本政府が整備してくれる家（基地）に移るという発想であり、沖縄の人々の痛みなど到底理解しようもないのでありましょう。

移設先の「嘉手納飛行場」周辺地域の嘉手納町、北谷町、沖縄市では既にマスコミを通して、「NO」という反対の怒りに満ちた動きが確実に盛り上がってまいりました。この動きはこれから嘉手納飛行場そのものにも大きな影響を与えつつ進行していくことになると思います。

4. 醜い米軍の要求…良き隣人は泣いています

もう1つ大きな問題があります。共同記者会見の中で「普天間飛行場の重要な機能を維持するため、沖縄に現存する米軍基地の中にヘリポートを建設する」と、さりとて簡単に流しておりましたが、これは時間が経つに従って「ヘリポート」という簡単なものではないことが判明いたしました。その対象地と言われているところが嘉手納弾薬庫地区の一部、読谷村、恩納村にまたがる国道58号線以西のASP1といわれているところであります。

新たに滑走路を含め、300ヘクタール（読谷飛行場は255ヘクタールです）の海兵隊の飛行場を作れという要求のようであります。今の時代にこの要求はまともでしょうか。

「日本全土を含む、全アジア、全世界を守っているのはアメリカであり、アメリカ軍の要求は聞くべきである」と言う米国の、占領意識丸出しの強引な押しつけであるとしたら沖縄県民の目には映らないのであります。

日米両政府関係者に申し上げたいことは、皆様が沖縄の基地問題を議論します時は、地図を広げ、右のものは左に、左のものは右に、南のものは北に東のものは西にと移設先又は代替地を決めているようですが、沖縄県民を何と思っているのでしょうか。地方自治体及び各市町村民を何だと思っているのでしょうか。是非お伺いしたいと思います。

5. 海兵隊の新規飛行場建設予定地の実態

米軍が要求しております海兵隊基地予定地の実状を申し上げます。対象地の北側は恩納村（9,100人）で、宇加地、与久田、美留、塩屋、真栄田、山田等6つの集落と山田小中学校、琉球村（ハブセンター）、陽明福祉施設があります。更に恩納村は沖縄県最大、日本唯一の亜熱帯観光リゾートホテル群のある地域であります。

南西部には読谷村（34,000人）があり、喜名、親志、座喜味、波平、高志保長浜等6つの集落と喜名小学校、読谷中学校があります。その近くに読谷村の「人間性豊かな環境・文化村」づくりを目指した、伝統工芸の拠点「ヤチムンの里」があります。周囲にはアロハゴルフ場、沖ハム工場が、更に280ヘクタールの農地を対象とする大きな農業用ダムがすぐ近くにあり、対象地となっている一帯はダムの水資源涵養林地帯として大事に保全しているところであり、又、国道バイパスが計画されている地域でもあります。そして隣接して沖縄本島南北に走る幹線国道58号線が走っており、更に座喜味城跡一帯には村立歴史民俗資

料館と美術館が静かな環境の中にあります。

以上が対象地の実態であります。

日本両政府関係者の皆様方は基地内ならば何でも勝手に出来るという考え方があるのでしょうか。基地の内も外も土地は連続した大自然であり、人間生活の基盤なのであります。まさかこの一帯を無人の荒野とは思ってはいないでしょう。

戦後51年間、基地の島と言われたこの沖縄には基地をめぐる教訓が沢山あります。

その1つが、50年代の島ぐるみの土地闘争であります。

2つ目は、70年前後の復帰闘争であります。

3つ目が、昨年の暴行事件、県民総決起大会、大田知事の代理署名拒否と今日に至る一連の動きであります。

50年間の怒りが爆発したこの歴史的なうねりは時代の勢いであり、人間の力ではくい止めることは出来ないであります。

何よりも、恩納村から米軍の「都市型ゲリラ訓練場」を撤去せざるを得なかった事例を日米の皆様方もお忘れではないと思います。恩納村のおじいちゃん、おばあちゃん達を中心とした地域住民が生活を自然を守ると立ち上がった果敢な闘いは感動的でありました。このことは痛めつけられ、踏みつぶされ差別されてきた沖縄の人々であっても堪忍袋の緒が切れた時、五分の魂を引っさげ、人権を叫び、闘いを創り上げ、自らの歴史を切り拓いたということでもあります。

6. 沖縄の米軍基地返還の道すじ

沖縄側には色々な矛盾も苦悩もありますが「普天間」の返還に一定の評価をし、県民の英知と総力を結集、又、国に財政的責任を持ってもらい、歴史の批判に絶え得るような跡地の有効利用を果たしていく姿勢が重要でありましょう。

更に私はここで、爆発寸前にある過密な沖縄の米軍基地の再配置（問題解決の手法）の方策を日米関係者提案申し上げたいと思います。

それは以下に述べるように抜本的な解決は米本国に移すことであります。

それがすぐには難しいと言うのであれば、最低限「アジア太平洋地域」まで対象を広げ、具体的に検討してほしいということでもあります。

基地の島沖縄に住んでいる日本国民の立場から考えた場合、理解しがたいものに今日の日米安保問題＝日米安保体制の問題があります。全ての国民の生活と国の将来を左右する極めて重要な問題であるのにもかかわらず、国会議論も全くせず（させず）に、更に国民の議論もなく政府の一部官僚と政府与党の関係者のみでまとめ上げ、日米首脳会談で「安保の再定義」をやったのけるやり方は、もはや民主主義政治とは思えません。

そして日米安保条約の適用範囲を「日本」→「極東」→「アジア太平洋地域」へと拡大し、今や「米国と日本」＝「米軍と自衛隊」を同盟軍的性格を持たせ、有事を想定し地域規模での動きさえ考えているとの批判がありますが、憲法を形骸化させていいのでありましょか、お伺いしたいと思います。更に気になりますことは、「有事研究」とか「後方支援」「有事立法」云々が公然と政府首脳の話として報道されるようになった日本の将来に不安を感じずにはいられません。そのような道の選択がアジアの国々と共に生きていく道なのでしょうか。

こうした政治状況の中で、今、沖縄の米軍基地の整理、縮小、返還を進めるに当たって、沖縄県民の要求に応えるという姿勢をとりながら、抜本的な全面返還はせずに県内の基地で統合、移設、代替地のたらい回しは目に余るものがあり、あまりにも沖縄県民を馬鹿にした策と言わざるを得ません。

基地のたらい回しはビシャと止めて欲しい。県民はそう言っているのです。

「アジア太平洋地域」まで守備範囲を拡げたのですから、米軍基地の再配置「アジア太平洋地域」まで守備範囲を拡げたのですから、米軍基地の再配置の範囲をアジア太平洋地域まで視野を拡げる必要があります。アメリカ領となっている島々が結構あるではありませんか。一例として「アンダーソン基地」のあるグアムであります。沖縄とグアムは飛行時間はそう遠いものではありません。その他、太平洋地域にもアメリカ領の島々があります。

それもだめだとおっしゃるならば、最後に落ち着く場所はアメリカ本国であります。

これが基本だと思います。

最後にクリントン大統領と橋本首相に御願い申し上げたいことは、両首脳が日米会談で言われた「21世

紀に向けた新しい日米同盟関係の樹立」を両国民が共に喜び、共に信頼しあえるような関係を樹立するためにも、沖縄の米軍基地問題の解決策を抜本的に改革していく勇気と努力が、今必要であります。

拝 啓 日 本 政 府 殿
「自治体としての読谷村からの訴え」(上)
(読谷補助飛行場問題)

山 内 徳 信

1. 読谷飛行場の戦後処理は政府の責任

外務省の国会答弁をめぐって

はじめに

去る5月14日(土)沖縄の両新聞は、読谷飛行場の問題を大きく取り上げた。それは前日の衆議院沖縄特委における外務省北米局長の国会答弁の内容をめぐってのことである。

沖縄タイムスは「読谷補助飛行場返還は現実的でない」(北米局長が後退発言、施設の恒常化を狙う?)。琉球新報は「読谷補助飛行場返還は現実的に無理」(有馬北米局長が答弁)と掲載した。

その後、16、17日にも県出身の国会議員の質問に、ほぼ同じ内容の答弁を繰り返した。当然のことながら読谷村民をはじめ県民の大きな反発を買い、政府に対する大きな不信の念を高めることになった。

そこで読谷飛行場問題について、自治体としての読谷村の見解を表明し、戦後処理事案である読谷飛行場問題の解決を、これ以上複雑遅延させることなく、早急に具体的方策を講ぜられるよう強く要求するものである。

2. 読谷飛行場問題の2つの大きな経過

読谷飛行場の問題は極めて複雑である。日本軍に強制接収された土地であること、戦後処理がやられていないこと、それを43年間も米軍基地(演習場)に提供している日本政府の無責任さ、所有権回復地主会の血のにじむような用地の返還要請(それは自治体としての読谷村要請でもある)。それに対し政府は、地元の土地利用計画に基づいて処理していきたい旨、国会に報告している。そのような状況下において、今回の北米局長の基地延長固定化論などまさに複雑である。絡み合っている糸をときほぐし、問題解決をすることが、地主に有無を言わず用地を強制接収した側の延長線上にある日本政府の、第一義的な責任である。

日米関係者が問題の本質と経過を十分理解することが、問題解決を早めることになると思い、経過の概要を述べることにする。

経過その1(用地問題にして)

読谷飛行場は、太平洋戦争末期の昭和18年夏以降、押し寄せてくる米軍に備えて日本軍は、地主に有無を言わず用地を強制接収し、緊急着工した。旧地主は言う「土地代金も受領せず」さらに「戦争を勝ち抜くため皆さんの土地が必要である。戦争が終われば土地は返す」と日本軍将校は、その必要性を強調し口約したといわれる。

昭和20年4月1日米軍の沖縄上陸により、読谷飛行場は米国占領され、その管理下に置かれた。沖縄の日本復帰によって米軍から、そのまま日本政府(大蔵省)に引き継がれた。

復帰後、旧地主は所有権回復地主会を組織し、読谷飛行場用地の返還運動を強力に展開してきた。その結果、地主会と政府(沖縄開発庁)、大蔵省との間に、戦後処理事案である、との共通認識に達した。し

かし、制度上ストレートの返還は難しいので、跡地利用計画に基づく解決策を政府側は回答提案してきたのである。

昭和50年6月1日沖縄開発庁長官（三原朝雄）は国会答弁として跡地利用計画（事業計画）による問題解決策を提案したのである。その後、何度か同じ趣旨の国会論議が展開されたが最終的には、昭和61年2月7日内閣総理大臣（中曽根康弘）の国会報告（書）という形で政府の方針が決まったのである。

それは「地元の土地利用構造を尊重しつつ沖縄振興開発特別措置法の趣旨を踏まえて対処してまいり所存である」というものである。

これは復帰後14年の歳月をかけて地元読谷村（所有権回復地主会、読谷村読谷村議会など）と国会を仲立ちにして政府との間に煮詰まった成果でありなにも人にも否定し得ない事実である。

前記の政府報告など、一連の動きを踏まえて、読谷村は、読谷飛行場転用基本計画を昭和62年7月に策定した。それは一括返還、一括計画（実施はもちろん、年次計画である）が基本である。そして既に、事務的に詰めるため、関係機関の事務段階との接触に入っているのである。

このような状況の中であって、外務省有馬北米局長のいわゆる「返還は現実的でない」との答弁は他を意識するあまり、戦後処理事案だということを意図的に忘れた発言であり、それがいかに地元住民の反発を買ったかはいうまでもない。

5月18日の午前7時、読谷飛行場内における米軍滑走路損壊査定訓練の中止及び抗議行動の中に「ゆるちゆるさらん、北米局長や、押し無理に取たる、土地や返せ！！」と読谷山一揆（いっき）の署名入りのムシロ旗があがったのは、その表れである。

経過その2（基地問題として）

読谷飛行場は、太平洋戦争を勝ち抜くためと言って、昭和18年夏以降、日本軍に強制接収（用地）され臨戦飛行場として作られたものである。

昭和20年4月1日、米軍の沖縄本島上陸により占領され、今日まで米軍の管理下に置かれ、幾多の事故、事件は多くの数になるのでここでは一部を除いて割愛するが、読谷飛行場（基地としての）で事故、事件が発生する度ごとに、米軍や日本政府はどのような対応をしてきたであろうか。

そのいくつかを書いてみると、昭和40年6月11日パラシュートによるトレーラー降下訓練の際、場外（住民地域）に降下し、喜名小学校5年生（棚原隆子）を圧死させる。

米軍はその事故への対応として、昭和40年6月17日、米空軍第313師団アルバート・P・クラーク少将が、初めて「演習（訓練）場の移設（読谷村あての文章）」についての意志を表明した。その後も事故は絶えることなく、地域住民とトラブルを起こしてきた。その結果、昭和54年12月4日、在沖米海兵隊リチャード・E・ハウズ大佐は、「周辺に住民地域などもあり、適当な場所ではない。日米政府間で演習場の移設が決まれば、それに従う。現地米軍としても他の訓練場を検討している」と、米軍は2度目の意思表示をした。このような状況の中で、昭和54年12月13日那覇防衛施設局長根本武夫氏は、「読谷飛行場内でのパラシュート降下演習は不適切であり、移設に努力する。

この件は日米合同委員会の機関である施設特別委員会で検討し、このあと日米合同委員会に提案される」と表明。現地の状況を的確に把握している那覇防衛施設局長の表明は、日本政府としての最初の意思表示であった。

このような動きを受けて昭和55年10月9日、第445回日米合同委員会は、パラシュート降下訓練場の移設を検討するための特別作業班を施設特別委員会の下部機関として設置することの承諾を求めて合意した。

これを受けて日本政府関係機関は昭和57年度から今年まで必要な予算を計上し、移設に向けて作業を進めている、と聞いている。読谷村は、移設調査と移設準備には一定の時間が必要である、との判断に基づき、静かにその時間と「動き」を見守ってきた。そして必要な時間の余裕も十分に与えられたつもりである。従ってその誠意と努力を信じたい。

しかし、読谷村に伝えられていた「年度」は既に過ぎていることを強く指摘しておかなければいけない。

以上述べた経過からすると、米軍の最初の意思表示から23年、2度目の意思表示から9年、日米合同委員会で「移設合意」に達してからでも、すでに8年の歳月が経過し、読谷村に伝えられていた年度も1年過ぎようとしている。

それに対し、読谷飛行場の戦中、戦後、今日までの経過を知り尽くしている村民が、北米局長の発言は許せない、と大きく反発をした。そのうねりは、今、大きな怒りの底流となって動いている。

それは何故か、その理由は「経過その一、経過その二」でも述べた通りであるが、村の真ん中で行われているパラシュートの降下演習の激化と、敵国から爆弾が打ち込まれたとの想定の下に実施されている滑走路損壊査定訓練、しかもその爆弾はNBC兵器（核、生物、化学）を想定してのものであると言われている。

演習場と言われている場所は、村民の生活道路であり、農耕の場であり、周辺には村民の住宅が隣接しており、今日まで多くの事故、事件を起こしてきたことは周知の通りである。このような基地の村、このように年中演習にふりまわされている村が、世界のどこにあるでしょうか。

村民の怒りと不安にくれた沈痛な演習中止の要請に対し、政府関係者は、安保優先、米軍優先の立場から判で押したように「米軍に演習をやめろ」とは言えない、と沖縄県民を無視し、深層心理の中で差別をした公的発言と言わざるを得ない。沖縄の基地問題は、もはや安保以前の問題であり、人権の問題である、と言わざるを得ない。

どんなに訴えても理解してもらえず、解決策を講じてもらえないならば、多極分散の時代だ。日本全体で痛み分けをする意味で、沖縄基地も演習もその一部を東京のど真ん中に移して、その苦悩を共有しない限り、我々の痛みは理解できないのであろうか。もしそうならば誠に不幸と言わざるを得ない。この訴え、この要求、この痛みは、既に人間として、又、地域として許容の限度を超えております。国民の苦悩を解決するために政府は存在するのであり、同時にそこで働く公務員も、そのために必要である。

読谷飛行場の場所は、接収以前は読谷村第一の平野であり、肥沃な農耕地であった。その一角に読谷山国民学校があり、周囲には民家のある平和な生活の場所であった。

不幸な日米開戦がなければ、今の読谷飛行場問題や米軍の演習問題も、当然に起こり得ないものであった。従って、戦前の政府（軍隊の行為も）の行為の責任は、行政の継続の原則からして、戦後処理問題については、現在の政府の責任は大きく、問題解決の第一の責任主体者は現政府であり、全力を尽くして欲しいと思っている。

中国残留日本人孤児の肉親探しの状況をテレビで見ると、戦争の悲惨さ、痛ましさに身を切られる思いである。つくづく「戦後は終わってないな」と思うのが、国民的実感であろう。

旧日本軍に土地を強制接収された読谷飛行場も同じことが言えるのである「読谷飛行場の返還なくして読谷村の戦後は終わらない」と。

更に、旧地主の皆さんは言葉を続けて「もう我々も、70歳、80歳、90歳と人生の嶺を登りつめようとしている。我々が生きている間に解決してくれよ」と、言われる姿は、悲しく痛く哀れでさえあるのだ。

政府（軍隊も）というのはその営為を見ていると、時に「独善」であり、時に「抑圧的」であり、時に「恣意的」であり、同時に「形式的」である。それが全てという意味ではないのでご寛容願うのだが、これを読まれて怒る国家公務員もいると思う。しかし、怒る前に読谷飛行場問題の経過、本質を十分に理解され、問題を解決された後に、読谷村及び村民に足らぬものがあれば、ご教示、おしかりも受けるつもりである。

冒頭にもふれたが、外務省北米局長は「読谷補助飛行場の返還は現実的でない」と答弁されたが、この問題は沖縄の日本復帰後10有余年にわたって、政府関係機関と地元読谷村関係者をはじめ多くの国会議員の国会議論を経て、誠心誠意、誠心心血を注ぐ思いで詰めてきたものであり、一国会答弁で片づけられる内容のものではない。

そこで自治体としての読谷村の読谷飛行場の問題解決についての見解を、紙上を通して表明する。

1. 読谷飛行場は太平洋戦争（沖縄戦）直前に、戦争目的に造られたもので、用地接収に際しての日本軍の約束（戦争が終われば土地は返す）を守ること。
2. まず、米軍は基地を開放（返還）し、日本政府は土地を地元読谷村関係者等に返還すること。
3. 地元への返還方法については「読谷飛行場転用基本計画」による。
4. そのために、政府関係機関は日米合同委員会の合意事項である「移設」を本年度中に実現すること（念のため本村に示された年度は既に過ぎている）。
5. 移設は読谷飛行場の戦後処理実現の条件整備の一つである。
6. 外務省北米局長が心配している電波緩衝地帯については、既に技術的問題は現地では克服されており、

更に、現地部隊の関係者とは7、8年も前から、この件の意思の疎通は図られ理解を得ており、よしんばそれが気になるのであればイーズメントの設定＝電波障害緩衝地帯の設定も可能であり、本土にもその例もあり、電波問題が読谷飛行場の返還の妨げになることはない。又、転用基本計画を見ていただくとその心配は全くない。

7. 読谷飛行場の使用目的には「一般演習（訓練）場にもなっている」との言い方もあるが、日本政府の第一義的責任は、読谷飛行場の戦後処理をまずやることである。（これはむしろ復帰時点でやるべきものであった）それをやった上で基地問題の議論はすべきである。

8. 戦後処理もせずに、戦後43年間、米軍基地として提供し続けてきた行為は、占領状態の継続であり、道義的にも許せるものではない。

9. 読谷飛行場の現地現場の動きは、今や読谷飛行場の転用基本計画を基にして、戦後処理としての返還に向けて大きく音をたてて流れているのが現実である。

10. 要するに、読谷飛行場の返還なくして読谷村の戦後は終わらない、と言うのが村民感情である。この現実の動きを適切に把握し、問題解決を進めることが日本政府の義務であり、責任である。それを実現させることは、基地の村であればあるほど重要であり、お互いの理解と信頼の礎にもなるものと信ずるものである。

政府関係機関に深いご理解と真剣なご努力と具体的な解決実践を、自治体としての読谷村は要請しているのである。

※「沖縄タイムス」朝刊 所収

発行年月日 1988年6月5日

※「琉球新報」朝刊 所収

発行年月日 1988年6月11日から4回

3. 基地の村にも五分の魂

先に述べたように、なんら成さずして過ぎていったこの歲月、この時間、日本政府や米軍がいかなる弁明や言い訳をしても通る話ではない。これは読谷村民への背信行為であることを強く指摘せざるを得ない。

戦後処理問題としての読谷飛行場問題には、戦中、戦後の人々の血と涙・苦勞と犠牲が凝縮された問題であるだけに、それにかかわりを持つ人々の態度は真摯であり、任務は具体的で積極的でなければならない。

基地の村（嘉手納弾薬庫・トリイステーション・ハンザタワー・F B I Sなど、米軍にとって極めて重要な基地群である）において、自治体や地域住民との間に、約束を守らないような裏切りに裏切りを重ね、不信に不信の輪を広げ、亀裂に亀裂を生じさせても、尚、従来通り基地維持ができると思うならば、それがいかに間違いで、いかに状況認識が甘く、いかに大きな事態に発展するかを申し上げておかねばならない。

最近、米軍の常軌を逸したパラシュート演習は、もともと、トリイステーションは陸軍の通信隊であった。そこに空き巣狙いのごとく、戦争のプロと言われるグリーンベレーが、村民の反対を押し切って入ってきたことが原因である。加えて県民として理解できない滑走路損壊査定訓練が、いかに村民感情を激発させ、忍従の限度を超えつつあるかを、日米関係者はまじめに考えたことがあるであろうか。

歴史上抑圧された民衆が、どのような動きを示してきたかは、アメリカの歴史をはじめ世界の国々の歴史に教訓として残っていることを忘れてはならない。

沖縄の歴史の重要性という一側面のみに目が向き、それに固執するあまり、地域と混在している住民のいることを忘れては、むしろ基地そのものの維持も不可能になることを知るべきである。

※「沖縄タイムス」朝刊 所収

発行年月日 1988年6月5日

拝啓 日本政府殿
自治体としての読谷村からの訴え（下）

読谷村長 山 内 徳 信

許せぬ北米局長発言
読谷飛行場問題
深層心理の中で差別

4. 政府は戦後処理に具体的誠意を示せ

5月13日の衆議院沖縄特委における外務省有馬北米局長の「読谷補助飛行場の返還は現実的でない」という発言に対し、前述の経過を踏まえ自治体としての見解を政府に申し上げておきたい。

第一点は、読谷飛行場問題を東京から遠く離れた南の島の問題として軽く考えるのではなく、日本国内の日本人の問題として責任と道義心に立って問題解決に取り組まれる姿勢が基本でなければならない。

既に戦後43年が経ち、復帰から16年が経過した。接収当時の「精神」に立ってみた場合、複雑困難な問題だと考え込み、手をこまねいて時間が浪費している今の政府の態度は、「罪であり恥であり無責任である」と言わなければならない。深い認識に立って一刻も早く解決をしなければならないものである。そうでないと現地は不必要な混乱をきたすのみであり、不信感がつのるのみである。

現在の日米安保体制の中であって、北米局長の国会答弁は、氏自身の本音であり、又、日米合同委員会で合意したのはパラシュート降下訓練場の移設であって、返還（基地の）合意ではないという意味だろう、と推察される（直接会ってないので）。

(資料3)

アメリカ建国の父祖達の示した信念である平和・自由・民主主義・人権の尊重を国是として、世界の平和を社会正義の実現の為に、日夜御奮闘のブッシュ大統領をはじめ政府並びに議会関係者各位に心から敬意を表する次第であります。

思うに、第二次世界大戦後、私達に民主主義の本質を教え導いて下さった国はアメリカでありました。それは新鮮であり、しかも夢と希望に満ちたものであり、人生への自信と勇気を与えるものでありました。それ故、アメリカ国民に対し衷心より敬意を表し、感謝を申し上げる次第であります。

さて、今後の大田沖縄県知事を先頭に、関係市町村長諸氏とともに沖縄における米軍基地の返還を求めて訪米を計画し、政府関係者をはじめアメリカ国民に沖縄における米軍基地の実態を知っていただき沖縄県民の心からの願いである基地問題の解決が前進しますよう訴えるものであります。

第二次世界大戦（沖縄戦）が終わって、既に46年の歳月が経過いたしました。沖縄には日本全国にある米軍基地の75%が集中しており、その過密の故に沖縄は「基地の島」と言われてきました。

私達の読谷村には米軍の基地が5ヶ所あり、村土総面積の47%を占めており、「基地の村」と言われております。

米軍は、読谷村の真中にある読谷補助飛行場用地でパラシュート降下演習を実施しており、今日まで村民の圧殺事故をはじめ幾多の事故・事件が発生しました。

アメリカ国民の皆様！村の半分が現在でも米軍基地として接収されているということは信じられないことだと思いますが、この信じられないことが読谷村の実態であります。このような村や町がアメリカ国内にあるのでありましょか？

読谷村民にも静かな環境の中で生活がしたい、或いは、幸福になりたいというアメリカ国民と同じように人権があるのであります。その為にも現在のパラシュート降下演習場になっている土地を返還して貰うよう20年近くも在沖米軍等に要請を続けてきたのであります。

3万村民の声（要請）に耳を傾けられることは、民主主義国家としてのアメリカの誇りであり、アメリカの寛容の精神の具体的な表現であります。双方が理解し合い、信頼の絆を深め合うことは、今後の日米関係の上でも良い結果をもたらすことになると思います。

さて、今回の訪米直訴は、沖縄県民にとりましては、主体的な新しい歴史の創造であり、沖縄の将来への展望を切り拓き、沖縄と米国とのパートナーシップが確立できるか否かの重要な意味があります。そのことを深くご配慮賜りますようお願い申し上げます。沖縄県民とアメリカ国民とが21世紀に向けての新しい平和な友好関係を樹立することが緊急であるからであります。

そこで、前に述べたとおり読谷村内には、5ヶ所の米軍基地がありますが、今回の訪米による歴史的な要請の結果として「読谷補助飛行場用地」の返還を是非とも実現させていただきたいことを、3万村民の声として要請いたします。

1990年4月19日アメリカ政府（国務省）が、米国議会（上院軍事委員会）に報告した「アジア・太平洋地域の戦略的枠組み」の中で「沖縄において、住民と軍との関係改善のためにも土地の返還を目的として基地と施設の使用を合理化していきます。」との表現があり、大変喜んでおります。

このような理解と認識が問題解決を進める上で極めて重要であります。

返還要請の主な理由として、

- ① 読谷村（面積35.17平方キロメートル、人口31,711人、行政区23、学校＝小5、中2、高1）の村の真中に演習場があり、村民の日常生活に悪い影響を与え、今日まで多くの事故、事件を起こして、村民とのトラブルが多いこと。
- ② 第二次大戦中（1943年～1944年）、同用地は日本軍によって強制的に接収され、戦後（1945年～1991年）は、米軍基地として使用されているため、戦後処理（旧地主への用地の返還）がなされなく、旧地主の強い怒りと反発がある土地であり、戦後処理をしなければならない土地であること。
- ③ 日本政府としても、読谷補助飛行場用地の戦後処理の必要性を認識されております。日本政府の方針に基づいて読谷村は「読谷補助飛行場転用基本計画」を策定してあります。その実現のために現地沖縄に於いて具体的を作業を進めているところであり、転用計画を実現するためにも、現在の米軍のパラシュート降下演習場を一日も早く撤去することが必

要となっております。

- ④ 1980年10月9日第445回日米合同委員会は、読谷補助飛行場内のパラシュート降下演習の場の「移設」について合意し、特別作業班を設置し、作業を進めることになりましたが、問題解決への真剣取り組みがなされないまま今日まで10年の歳月が経過してしまいました。

「10年経ったも解決しない」日本政府（那覇防衛施設局）と現地米軍に対し、読谷村民は大きな怒りと不満を感じております。そのために米軍のパラシュート降下演習のある度毎に抗議行動が展開されているところであります。

これら一連の動きを重視され、問題の即時解決を図ることが、双方にとって信頼回復への第一歩であります。その逆に今まで通りの考え方に立って問題解決を遅らせ時間を空費すれば、双方にとって良い結果をもたらすことはあり得ないと思います。

将来像 —黄金の花さくむらづくり拠点—

序 はじめに

1979年6月1日（昭和54年）三原沖縄開発庁長官は国会において「土地利用計画」に基づく問題解決の答弁を行い、更に1985年3月6日の衆議院決算委員会で「該用地の早期解決促進」の議決が行われた。

このような一連の経過を踏まえて、1984年3月読谷村は、読谷飛行場転用計画審議会（32名）を発足させ「読谷飛行場転用計画」の審議策定を進め、1985年11月15日の答申を受け、1987年7月「読谷飛行場転用基本計画」を策定した。

1. 読谷飛行場転用事業の意義

—懸案の戦後処理と振興開発—

- ① 読谷飛行場は、昭和18年の夏以降19年にかけて戦雲急を告げる非常体制の中で「戦後に勝ち抜くため」という大義を強要し、「戦争が終了したら土地を返す」との口約のもとに、旧日本軍によって強制的に接収された軍用地である。
- ② この日本軍は、接収当時のいきさつから所有権の帰属に重大な問題を抱えており、昭和20年の米軍の本島上陸と同時に米軍支配下に置かれ、復帰後も継続して米軍基地に使用されてきたなかで、問題の明確な解決をみず今日に至り、戦後処理が全くなされていない土地である。
- ③ さらに、復帰後の提供施設への引き継ぎに際して、軍用地内の黙認耕作の措置がなされず、また用地の管理及び処理が行われておらず、土地利用への条件整備がなし得ないという特殊問題をつくりだしている。
- ④ 以上の問題は、旧日本軍による接収と戦後の米軍統治に起因する戦後処理問題である。沖縄は戦後長らく日本の施政権外に置かれ、山積された戦後処理問題の解決は待たざるを得なかった。復帰後、精神力にこの問題解決に取り組んできた。様々な検討が尽くされ、今日ようやくしてこの問題解決を果たす時期を迎えた。
- ⑤ 旧軍接収地は、本村の中心部に位置する255haと大規模な用地である。読谷飛行場問題の解決は同時に、これまで多くの基地被害をもたらした発展の障害となってきたこの軍用地を、今日の時代にふさわしい計画的な開発によって、地域の発展と沖縄の振興開発に資する有効利用をはかる懸案の軍用地転用事業である。
- ⑥ 読谷飛行場転用事業の最大の意義は、旧地主関係者の戦中・戦後の立場を十分に認識し、「戦争が終了したら土地は返す」という当時の精神に立ち、旧軍接収全体についての土地利用計画に基づき用地の返還を実現し、その利活用を通して読谷飛行場問題の解決の、すなわち戦後処理と振興開発をはかることである。

2. 読谷飛行場問題解決へ向けての経緯

—転用計画に基づく問題解決—

- ① 読谷飛行場問題は国会において取り上げられ（昭和51年8月）、長らく審議が続けられてきた。この審議の過程で、三原朝雄沖縄開発庁長官により「利用計画による問題解決」の提案（昭和54年6月）がなされるに至った。
- ② 以降読谷村では、この提案を契機に読谷飛行場の転用計画と問題解決の方向づけについて調査検討を重ね、その検討結果を

「読谷飛行場転用計画審議会」（昭和59年3月設置）にはかり、転用計画の審議を進めてきた。

- ③ また国会においても「早急にその利用活用が図られるよう努めるべき」との衆議院決算委員会（昭和60年3月）の決議がなされるにおよび、問題解決への気運が高まった。
- ④ これを受けて、中曽根総理大臣は「地元の土地利用構想を尊重しつつ、沖縄振興開発特別措置法の趣旨を踏まえて対処する」と読谷飛行場の問題解決を明確にした（昭和61年2月7日）
- ⑤ 昭和60年11月に審議会の答申がなされ、これを受けて読谷村は「読谷飛行場転用計画」を策定した。この中で、「転用計画」に基づいて問題解決を図るという基本方向が確認され、具体的な方策の検討を進めてきた。
- ⑥ 一方転用実現のためには、今尚軍用地として使われている用地の取り扱いが課題であるが、昭和55年に日米合同委員会において演習場移設が決定し目下移設調査が実施中であり、転用計画及び事業の熟度に応じて、具体的に措置が図られる見通しである。

3. 立地特性と役割

(1) むらづくりの中心地域

当用地は南北市街地の間にあり、周辺における宅地化や総合福祉センターをはじめとする伝統工芸総合センター、勤労者体育センター及びスポーツの拠点運動広域等の施設が立地するなかであって、本村の中心地域となっており、今後この立地特性を十分に生かしたむらづくりが重要な課題である。

(2) 大きな開発可能性

本村は戦後ほとんどの村域を軍用地に占有され、そのはざままで今日の社会を築いてきた。徐々に返還が進んでいるものの、今なお主要地域は軍用地に制約されている。とりわけ当用地は村の中心地域にあるとともに面積が255.5haと大規模であり、本村のみならず沖縄にとっても大きな開発可能性を有している地域である。

(3) 至便な広域交通の活用

本村の中央部を縦断して国道58号が通過し、これに県道6号及び12号が接続して村内を連結している。当用地は国道58号に近接し、県道に囲まれた交通至便の位置にあり、この広域交通の利便性を生かした利用が課題である

(4) 期待される広域的役割

本村は沖縄本島中南部都市地域の西北部にあり、国道58号により中南部圏と北部圏とを連結している。また本村は都市・農村・自然が調和した地域特性を持ち、中南部都市地域と北部観光レクリエーション地域とを結びつける役割を担っており、当用地はこれに応え得る広域的機能の導入が期待されている。

4. 基本目標

1) むらづくり新拠点の形成

- ① 復帰後、様々な基盤整備が進められ本村の骨格が形成されてきた。同時に、読谷山花織の振興・やちむんの里建設にみられるように施設整備にとどまらず、村民が誇りとするようなソフトなむらづくりが展開されてきたことが大きな特徴である。
- ② それは村民創出の「読谷まつり」に反映されており、地域文化に根を張った新しい価値観が形成されつつある。今後は外へと開かれたむらづくりの展開へと向かうものと期待され、村民活動の一層の充実と村外との交流を果たす拠点形成が望まれている。

- ③ 当地域が本村の中心地域に位置するという立地特性を最大限に活かして、新しい村民センター地区を建設し、本村の各地域を結んだむらづくり新拠点の形成を図る。

2) 南の島・沖縄にふさわしいロードパークの整備

- ① 国道58号バイパスは当地域を縦断して本村の背骨となる道路である。国道58号バイパスを単なる通過道路とするのではなく、本村の文化・経済の発展を担う新しい道・ロードパークとして整備する。
ロードパークは人々の憩いの場であり、ここを中心に上り・下りの車と人々が集まり情報が交換され、地場製品の販売等経済及び文化が交流する拠点である。
- ② かつて港町・城下町・門前町・宿場町がそうであったように、さして現代では新幹線の駅を中心に新都市の発展が他県や諸外国にみられるように、交通要衝の地に地域経済が発展している。ロードパークはまた、自動車交通の発達した沖縄の社会特性を活かし、読谷の地において21世紀に向けた新しい経済活動の拠点づくりへと発展させるものである。
- ③ 南の島の気候風土にふさわしい潤沢な緑に包まれ、人々が憩う快適な広場と駐車帯を整え、様々な催しが行なわれる広場員のロードパークを村民センター地区と連続して整備する。

3) 亜熱帯性気候を活かした先進集団農業地区の形成

- ① 沖縄の亜熱帯性気候を活かした農業開発の可能性が早くから注目されてきた。
復帰後の農業基盤整備の進展と大型航空機による大量高速輸送の実現、そして病虫害駆除により、本土を市場とする農業開発が軌道に乗りつつある。
特に本土の端境期にある冬春期の野菜と本土の消費需要を反映した花卉の著しい伸びがあげられる。
- ② 本村においても花卉生産の拡大と技術蓄積が進んでおり、サトウキビに代わる新しい農業としての開発可能性が持ちはじめている。
- ③ 今や農業も極めて技術集約的であり、消費性向と結びついて流通型の都市産業の一部となりつつある。都市と農村が両立し交通至便な本村の立地特性・当用地の大規模性を活かし、気候風土を活かした研究開発から生産・販売などの一環的な経営をめざした先進団農業地区の形成を図る。

4) 新しい商業・文化・観光活動の拠点地区形成

- ① 国道58号バイパスの整備により、県道6号線との公差部に新しい広域交通の結節点が出現し、将来この道路は西海岸道路と接続する観光幹線ルートになるものと考えられる。
一方、自動車交通の発達により生活圏が拡大し中南部大都市地域が形成されつつあり、交通サービスと一体となった商業機能の郊外立地の可能性が高まってきている。
- ② 本村の南部地域は、転入人口の増加にともなって市街地の拡大が続き、北部地域を越える人口規模に達しており、商業等地域の生活サービスの拠点機能が必要とされてきている。
- ③ 国道58号バイパスの整備とあわせて、その広域的性格を活かし本村の地域文化と結びつけた観光機能や商業機能を導入し、地域の生活サービスの向上とあわせて広域圏に対応し、交通サービス・商業・文化・観光機能が複合した拠点地区の形成を図る。

直訴による米軍の回答要旨

1965年6月17日

読谷村長

殿

読谷村議会議長

皆様や村代表の方々に話し合いを持ちましたことは、大変有意義なものであったと私は思っています。このような話し合いはお互いの問題とか関心事につきまして、理解を助けるために大いに役立つものであります。

会合で色々話し合われました通り正しく御理解いただき度く、その話し合いの要点につきましてここでもう一度申し述べさせていただきますと思います。

- (1) 読谷飛行場での一切の降下演習は目下停止されている。
- (2) 読谷飛行場での降下演習はあらゆる安全措置が再検討され、又、私からもあらゆる予防措置をとられるようになるまで始めないということを確約する。
- (3) 読谷飛行場でいかなる演習を行う場合でも前もって池原村長と協議する。

以上の通りになっております。

会合で話し合いがなされましたように、米国空軍では別にかわりになるような降下演習場を今まで何年も探し求めてまいりました。

このところまで適当な場所が見つかっておりませんが現在もそのような場所を探し求めております。

又空軍では演習が行われている場合、それが目下行われているということを村民の皆様にお知らせできる目印のようなものを読谷飛行場に設けてはということも考慮しております。

又近日中に皆様に色々と御連絡申し上げたいと存じます。

敬 具

アルバート クラーク少将

米国空軍313団長

直訴による米軍の回答要旨 2

読谷村長 殿

1965年7月1日

読谷飛行場基地に関する我々相互の問題について、率直な心からの話し合いを持つことは最も有能なことであり、複雑な問題の満足な解決に到達することです。

私達は6月30日の了解事項を確認し、米合衆国空軍は次の処置を致します。

- (1) 読谷飛行場基地における全ての重量装備の降下演習は永久に取り止めます。なぜならば、貴村が安全性の完全なる保障を与えることについて、確証を持つことが出来ないからです。
- (2) 読谷飛行場基地の降下演習が空からよく見分けがつくように点灯方法がとられます。
- (3) 2～3個の回転式の赤い点灯は、貴殿の同意を得た部落の近くに設置されます。これらの点灯は部落の人への警告を意味するものであり、空からと部落から見分けがつくようになります。
- (4) 飛行場内で作業している農家への警報装置として現在の飛行クラブの格納庫の上の点灯施設と併せて設置されます。
- (5) このような行程がどのように行われるかの説明を貴殿に示していきます。
- (6) 7月5日までは人間の降下訓練はしません。最初はこれらの降下訓練はヘリコプターのみで行います。全ての乗組員には、飛行又は降下地帯への降下の時は村民が完全に待機してから行うよう指示されています。
- (7) 人間及び小物資（豆袋）の訓練は、新しい照明装置が設置され、それが作用するまでは飛行機からの投下は行いません。
- (8) 安全に加えるために飛行機からの降下訓練を始める前に風向きを調べます。このことはパラシュートが落下地点が吹き流れるのを防ぐのに役立ちます。

私の部下は赤い閃光を放つ照明装置の設置場所の細かい点については連絡をとります。

アルバート・P・クラーク
第313空軍師団司令官

米軍落下傘投下演習に対する抗議決議

1966年11月29日午前7時10分頃、住民の居住地域である読谷村字座喜味、203番地比嘉八郎の住居の屋根に、米軍の落下傘投下物が投下され、屋根瓦をぶち抜き、瓦桟をへし折り、床上に激突した事件は、地域住民に大変な恐怖を与えると同時に、憤りを覚ゆるものである。

今回の事件は、人身の被害こそなかったけれども、事件発生の際は、ちょうど朝食の準備中で、間もなく食膳につく時刻に、その食事する場所に、突如として投下した事件にして、この現象は、人命が全く危険さながらの状態にさらされていることを、ひしひしと感じざるを得ない。

尚、今回の事件は、1965年6月11日に発生した、トレーラー圧殺による「隆子ちゃん事件」と同質の人命の尊さが全く無視された。最も恨むべき事件である。当村議会は、前記「隆子ちゃん事件」の起こる前から、住民地域で頻発するこの種の演習事故を防止するため、投下演習の禁止方を、再三米軍当局に要請し続けたが、その要請が顧みられないままに強行し、遂に最も忌まわしい「隆子ちゃん事件」が発生したときに、その憤激に堪えかねて、米軍の許し難き行為に対し嚴重な抗議をするとともに二度とこのような事件が発生しないため、万全の対策を立て未然防止、安全性保障の可能性について、最善の努力を払うよう抗議した。

しかるに、二度と同じ性質の事件が発生したことの教訓は、真に人命が何ものもかえがたく尊く、犯すべからざるものであるという人命の尊厳が犯され、第2には、この投下演習が派生する種の事故を防止することが、不可能であったという点である。

当村議会は、このような投下演習の今日までの経過ならびに、演習事故発生回数および事故内容を検討した結果、このような事件を防止得る手段は、次の事項以外にあり得ない議論に達した。それは「米軍の落下傘投下演習を、住民地域内で実施することを、今後一切中止すること」である。

当村議会は、前述の結論に基づく「米軍の落下傘投下演習を、今後一切中止すること」を、読谷村議会の名において

1966年12月1日
読谷村議会

琉球列島米国民政府
米第313空軍師団

直訴による米軍の回答要旨

1966年12月9日

読谷村議会議長

知 花 平 良 殿

1. 議長の署名による1966年12月2日付“降下演習に対する抗議決議文”は当日、本官が受け取りました。
2. 12月2日、池原村長並びに貴殿とお会いした時にも申しましたように、去る1966年11月29日落下傘降下演習の際、小型角材に取り付けたパラシュートが適当に開かなかった為に、不幸にも貴村内の一民家の屋根を破損したことは誠に遺憾なことであり、本官は心から残念に思っております。
3. この遺憾の意とともに、在沖空軍当局と致しましては、読谷村住民の安全と安寧の重要性を十分に認めるものであり、かくの如き不慮な事故が降下演習の際に再び発生しないようにこれまであらゆる現行可能な安全装置を施してきましたし、今後とも施行することを本官は約束するものであります。例えば、1965年6月11日の事故の結果、空軍は読谷飛行場における全ての重量装備の落下傘降下演習を永久的に停止しました。それ以来、読谷では重量装備の降下演習は実施されていません。又警報装置と照明施設が設置されるまで、あらゆる降下演習も中止されました。この装置や施設は1966年11月29日の事故のあった当日作動しておりました。
4. 1966年11月29日の事故に鑑み、且つ又安全性が降下演習にとって極めて重要に考慮されるべき事柄であるので、本官は、第33航空救助中隊がその落下傘降下演習に際してかかる不足の事故を再び引き起こさないようあらゆる予防策を講ずることを私自身見極めるまで当該中隊の降下演習を一時的に中止させました。尚、読谷飛行場の警報装置、照明施設、並びに降下演習を行う他の部隊が用いる安全手段も必然的に再調査し更に強化されることになっています。
5. 12月2日の会合で11月29日の事故について協議致しましたがここで再び次の二点について述べることは十分に意味深いことと思います。第一は、読谷村当局が在沖米空軍は「約束を違えた」とか「協定を破った」などと発言したようですがその結果、誤ったニュース報道が伝えられたことは私個人としまして極めて気にしているところであります。このような不幸な出来事の場合は、全てこれに関係している人々や機関の責任ある言行のみによって相互の理解や意思の疎通が図られ強化されるものであります。第二は第33航空救助中隊が危険に直面しながらも疑いもなく多くの琉球住民の人命を救助した事実を我々関係者はここで新たに想い起こす必要があると思います。この一ケ年、第33航空救助中隊は度々その救助装備の損失や隊員の危険を省みず、46回にもわたる救助飛行を遂行し、その多くは離島から住民を沖縄の病院施設に空輸しているのであります。このような人道的使命も、11月29日の事故当日に行われていた訓練を救助隊員が常日頃行っていればこそ可能であるのであります。
6. 繰り返して申しますが読谷飛行場周辺で重要な軍事演習を行う場合、空軍は最善の努力を払って降下訓練による事故の発生を最小限度にとどめるということを本官はここに重ねて貴殿に約束するものであります。

第313空軍師団司令官

小將

J. T. ロビンス

米軍落下傘降下演習事故に対する抗議演習場の即時撤去に関する要請

1979年11月6日、午後6時15分頃、沖縄県読谷村の中心部にある旧読谷飛行場における米軍の落下傘降下演習による事故が発生した。この事故は起こるべくして起こった人為的事故と言わなければならない。米軍は読谷飛行場を占領以来今日まで軍事基地として34年間一方的に使用してきた。演習場になっている読谷飛行場一帯は、住民地域の真ただ中にあり、このような状況の中で平然と行われてきた米軍の降下演習によって村民の生命、財産はたえず脅かされ、危機にさらされてきた。

1965年6月11日、自宅（親志）の庭先で遊んでいた棚原隆子ちゃん（喜名小5年）がパラシュートによるトレーラー落下事故によって圧殺されたいたましい事件を忘れることはできない。その後も字座喜味、喜名、伊良皆、高志保等の住民地域をはじめ、静かな環境であるべき学園の喜名小学校、読谷高等学校に何回となく落下傘による米兵や固形物が落下してきた。このような演習をこれ以上許しておくとは必ず第二の隆子ちゃん事件を引き起こす結果になる。

村民の間に再び犠牲者を出さないためにも、村民総決起による抗議と演習場の撤去が基本でなければならない。村民は今日まで忍び難きを忍び、耐え難きを耐えてきたが、今回の事故はその限度を越えるものである。読谷村の再三再四の中止要求にも耳を傾けない米軍と政府関係当局の安易な態度によって今回の事故は引き起こされたのである。一步あやまれば一大惨事につながる事故で、民家からわずか13.5mの地点に7kgの鉄の重りをつけた落下傘が投下されたのである。

これに対し、米軍はその非をあやまるところか「目標地点に投下したパラシュートを誰かが発見現場に持っていったのではないかと全く言語同断、村民を愚弄した発言と断ぜざるを得ない。

村民は戦争の中をやっとの思いで生き抜き、今、平和な生活を願っているのである。そのような村民の頭上に、人家の上に平然と落下してくる米軍演習を許すわけにはいかない。沖縄県民の生命を軽視し、住民地域の中で反省もなく演習を続行してきた米軍に対し、怒りをこめて強く抗議する。

更に、読谷飛行場一帯の環境はもはや、米軍の落下傘の演習場としては、不適当な場所であることは、衆目の一致するところであり、関係米軍でさえ、「せまくて適当な場所とは思わない」と明言しているのである。読谷村民は、今回の事故のもつ意味の大きさを深刻に受け止め、村民の総意を結集し、米軍の落下傘降下演習事故に対し、厳重に抗議するとともに、今後、読谷飛行場内における米軍の一切の演習を廃止し、即時軍事基地を撤去するよう強く要求する。

昭和54年12月1日

米軍落下傘降下演習事故に対する抗議並びに
演習場の撤去を要求する村民総決起大会
米軍落下傘降下演習中止並びに演習場の
即時撤去要求実行委員会
委員長 山内徳信

第1号

読谷村民へお知らせ！！

米軍は17日（月）に読谷補助飛行場でパラシュートの降下演習をすると防衛施設局を通じて連絡してきました。これについて「米軍落下傘降下演習撤去要求実行委員会」は12月15日午後2時から6時まで4時間かけて検討しました。

その結果

1. 今度の村民の総立ち上がりによる演習場撤去斗争の成果は演習場の撤去（移設）について日本政府が具体的に調査検討に入りました。日米の外交ルートで、これから移設問題が協議されるところまで情勢が進展したことは大きな成果であります。
2. 日本政府、米軍の動きとあわせて読谷飛行場に関する諸問題を含めて解決促進するという観点に立って討議した結果
※①日米間の協議で読谷補助飛行場の演習場問題を解決することを大前提にして17日間の演習の判断は日本政府にまかす。若し日米間協議で移設が不可能になれば地元としては演習は阻止する。
②「今後の問題については①の前提条件を基にして関係者で撤去する」との結論に至りました。
したがって17日（月）の演習については演習場撤去要求実行委員会に対処してまいりますので御了承下さい。

1979年12月15日

演習場撤去要求実行委員会
委員長 山内徳信

読谷村民へのお知らせ！！

読谷飛行場内における米軍の落下傘降下演習について第2号をもってお知らせします。

1. この度の村民の演習場撤去要求斗争の成果は第1号でもお知らせしましたように問題解決のために日米外交ルート（日米合同委員会で協議する）に乗せていくという回答を防衛施設庁（那覇局）から得るところまで情勢が進展して参りました。
2. 情勢が進展する中で米軍は防衛施設局を通して、今年最後の演習として12月20、21日の両日実施すると連絡してきました。
3. 防衛施設局としては、この両日の演習は今後の日米間における撤去移設に向けての条件づくりとして極めて重要であるとの判断をしております。
4. 局長、回答を「演習場撤去要求実行委員会」は慎重に検討した結果「防衛施設局が移設に向けて日米間協議に提案すべく準備作業に入ったことを情勢の進展と判断できる」との結論に達しました。
5. 従いましては20日、21日の演習についても演習場撤去要求実行委員会では監視の体制を組み対処してまいりますので御理解下さいますようお願い致します。

1979年12月20日

演習場撤去要求実行委員会

委員長 山内 徳 信

旧読谷飛行場用地の所有権回復並びに 米軍落下傘降下演習場の撤去に関する要求決議

旧読谷飛行場用地は、太平洋戦争の戦況が悪化しつつあった昭和18年頃から日本軍は「戦争を勝ちぬくため」との名目で強制的に接収し飛行場を設定しました。

昭和20年4月1日、米軍は沖縄本島に上陸し、同日読谷飛行場を占拠し、そのまま米軍基地として使用した。そのため米軍は、同地域が日本国の所有地になっているものと錯誤し、戦後昭和22年からはじまった土地調査に際し、読谷飛行場用地に係わる土地申告を受理しないよう、村土地所有権委員を指導した。その結果、関係地主の所有権申告があったにもかかわらず受理されず、地主は所有権を奪われ、米海軍布告第72条によって米軍の財産管理官の下に置かれたのであります。

昭和47年5月15日、沖縄の復帰に際して「沖縄の復帰に伴う法務省関係法令の適用特別措置等に関する政令」の第15条により、米軍から日本政府に事務的にひきつがれ、そのまま国有財産台帳に記載されたのであります。このように戦前、戦後とも不当に奪われた所有権にかかわらず、政府は「私法上の売買契約によって国有地となったものと判断される」と報告書を作成している。これは推論による不当な結論であり、事実無限もはなはだしく、事実を歪曲した重大な誤りを犯した調査結果であり、地主の事実に基づく主張を認めてすみやかに返還すべきである。旧読谷飛行場用地の問題は元来国策（戦争政策）の遂行の結果ひきおこされたことであり、戦争の後始末としての戦後処理の一環として、政府の責任において解決すべき問題であり、戦後処理がなされていない読谷飛行場用地を安易に米軍演習場として提供し、26,000村民の生命財産をおびやかす、生存権を否定し昼夜の別なく戦場ながらの落下傘降下演習を強行する米軍に強く抗議し、火急すみやかに演習場を撤去し、1日も早く問題解決が実現するよう強く要請する。

以上、決議する。

1980年3月28日

沖縄県読谷村議会

大 会 宣 言

読谷村の中央に位置する読谷飛行場は、日本軍の戦争遂行目的の為に土地は接収され読谷飛行場が設定された。

米軍は1945年4月沖縄占領以来今日まで、読谷飛行場跡地を戦後処理もしないまま軍事基地として使用してきた。

米軍の軍事演習によって村民の生命、財産は奪われ、脅かされ不安な生活を余儀なくされてきた事故が起こる度に抗議と演習場撤去を要求し、その解決へ向けて努力してきたが、今なお、村民の声を無視して演習が行われていることは、許し難いことである。村民は平和な中に安心して生活をする権利を有しており、この崇高な願いは何人とも言えども否定し得ないものである。

太平洋戦争を体験し、それに続く米軍の一方的な支配の中で不安な生活を強いられてきた村民は読谷村の中心に位置する読谷補助飛行場における軍事演習を鋭く糾弾し戦争に連動する行為を否定する覚めた人間的立場から演習を拒否するものである。

読谷村民は1979年11月6日の米軍パラシュート落下事故は、村民の生命財産を脅かすものとして強力に演習場撤去の闘いを展開していくことを決意した。

読谷村民は、日米両政府に対し、演習場の撤去と戦後処理としての読谷飛行場問題の早期解決を強く要求するものである。

我々村民は更に、読谷村の中心部に位置する読谷飛行場用地が、村民の平和な生活の場としてその役割を担う地域であり、戦後処理として村民の手にとりもどすまで団結して闘うことを村民総決起大会の名において宣言する。

1980年4月18日

読谷飛行場内米軍落下傘降下演習場
撤去要求促進村民総決起大会

大会スローガン

1. 日米両政府は読谷飛行場の落下傘演習場の撤去を早急に実現せよ
1. 米軍は、読谷飛行場内の落下傘演習を即死中止し、軍用地を返還せよ
1. 日米政府は読谷飛行場の戦後処理としての旧地主への所有権回復を早急に実現せよ

読谷飛行場内米軍落下傘降下演習場の撤去（移設） 促進に関する要請決議

米軍は、1945年4月1日沖縄占領以来35年間、読谷飛行場跡地を軍事基地として一方的に使用し、跡地の戦後処理もなされてないまま今日に至っている。

1965年6月11日米軍の落下傘降下演習による棚原隆子（当時喜名小5年）ちゃんの圧殺事故をはじめとして数かぎりない事故の発生によって村民の生命財産は奪われ、村民は事故の度に抗議と演習場撤去を要求してきたが、その声は無視され、今なお演習が続行されていることは許し難いものである。昨年11月6日に発生した住民地域への固形物（7kgの鉄塊）落下事故に対する村民の行動は、日米関係当局の住民無視の安易な態度と今日までうっせきしてきた怒りが一気に爆発した忍従の限度を越えるものであった。

生命、財産を脅かされ危機にさらされてきた村民の怒りは、11月13日の「米軍落下傘降下演習事故に対する抗議並びに演習場の撤去を要求する村民総決起大会」へと盛り上がったのである。

米軍は、事故原因の究明もしないまま、無神経にも11月20日早朝、読谷村民の必死の中止要請にも耳を傾けず強引に演習を行う暴挙は全く村民を無視した行為と言わざるを得ない。演習によって恐怖にさらされている村民は、自らの生命は自ら守る以外にないと総決起した。村民の抗議行動は遂に11月28日村民代表として7名の要請団を東京（日米政府関係機関）に送り込むところまで発展した。

読谷村（演習場撤去要求実行委員会）は、12月13日、那覇防衛施設局長に対し「演習場の撤去（移設）に関する要請書」を正式に提出し、これに対し那覇防衛施設局長は、「要請の趣旨を日米外交ルートにのせて検討される」ことを確約し、1980年1月19日要請書を防衛施設庁に進達するところまで情勢は進展した。これを受けて、3月18日日米政府の在日米軍基地に関する施設特別委員会が開催され、日本側から読谷補助飛行場の演習場撤去（移設）問題が正式に提案された。このように演習場問題が日米外交ルートの俎上に載ることは問題解決への具体的な動きとして受け止めるものであるところが、その後も米軍の落下傘降下演習は依然として行われ、平和で安心して暮らしたいという村民の願いは未だに実現していません。米軍は1965年6月17日、アルバート・P・クラーク少将（米国空軍第313師団長）は村民に対し公文書で「代わりの演習場を探し求めています。」と移設の意思表示をしたことを誠実に守るべきである。今度日米施設特別委員会に正式に提案され、その成果を村民は大きく期待するものであるが、すでに1ヶ月経過しており、具体的回答のないのは誠に遺憾と言わざるを得ないのである。

日米政府関係者は、読谷飛行場問題の経過と演習場に対する村民の恐怖の心情を深く認識し、的確な状況判断による早急な問題解決が最も大切である。読谷飛行場内の演習場撤去（移設）問題に対する日米政府関係者の取り組む姿勢に安易さや遅滞がないよう真剣かつ積極的な方策を講ずるよう要求するものである。ここに村民総決起大会を開催し、村民の総意として、当初の要請通り、5月中に読谷飛行場内の米軍落下傘降下演習場の撤去（移設）が実現するよう強く要請する。

昭和55年4月18日

読谷飛行場内米軍落下傘降下演習場撤去
要求促進村民総決起大会

米軍の落下傘降下演習事故に対する抗議 並びに演習場の即時撤去に関する要求決議

今日まで米軍は、読谷村民の再三、再四にわたる事故に対する抗議と演習の中止並びに演習場の撤去申し入れを無視し、1981年4月21日演習を強行し、読谷村民が危惧していた最悪事態をひきおこした。午前8時30分頃、3名の落下傘降下兵は住民地域と古堅小学校の真上を通過して、ターゲットから1,300メートル余も離れた演習場外のトリイ通信施設内の黙認耕作地内に落下した。その時、古堅小学校は朝会で全校生徒が運動場に集合しており、児童生徒は頭上を降下する落下傘をみて恐怖におののき逃げまどう騒然とした状況を呈した。

一步誤れば、児童生徒の中に落下する危険な状況であり、断じて許すことのできない行為である村民は、過去幾多の事故を経験し、その度毎に演習場の即時撤去を強く要求し続けたにもかかわらず、米軍は撤去の事故を安易に受け止め演習を続行し、またもや事故を惹起したことの重大さを深く認識し演習場を即時撤去すべきである。

読谷村議会は、今回の米軍の落下傘降下演習事故の持つ重大さを深刻に受け止め、村民の生命、財産を守る立場からこれ以上演習を認めることは出来ず、不退転の決意をもって演習場の撤去まで戦い抜くことを表明するとともに、今回の事故に対し怒りをこめて抗議し、演習場の即時撤去を強く要求する。

以上、決議する。

1981年4月23日

沖縄県読谷村議会

宛 先

外 務 大 臣	米四軍調整官
防衛施設庁長官	沖縄県知事
那覇防衛施設局長	沖縄県議会議長
アメリカ総領事	

読谷補助飛行場内における米軍落下傘降下演習の 中止と演習場の即時撤去に関する意見書

読谷村民は、言語に絶する戦争体験を有し、戦争の中をやっとの思いで生き抜き、今平和な生活を希うものである。その村民の頭上や人家の上に平然と降下している米軍演習を許すわけにはいかない。

読谷村はかつて総面積の79%も軍事基地に接収され、今尚48%が使用されている。日常的に派生する爆音等の基地被害に加えて、旧日本軍によって設定された読谷補助飛行場跡を米軍は1945年4月以来、祖国復帰（1972年5月）まで軍事基地として一方的に使用し、尚復帰後も日本政府は提供施設として米軍に使用されている。

米軍の落下傘演習が実施されている読谷補助飛行場の現況は一言にしていえば、住民地域の真っ直中にあり、それ故にたえず米軍の落下傘降下演習によって村民の生命財産は脅かされ危機にさらされ村民の不安と恐怖に拍車をかけてきた。村民は今日まで忍び難きを忍び、耐え難きを耐えてきたが、去る6月22日の米海兵隊の演習は2時間半にわたり重武装した17機のヘリコプターが低空で旋回したため、各小中学校（7校）及び高等学校では耳をつんざくような爆音で授業が中断され、児童生徒をはじめ村民を不安におとし入れた。今回の演習はその忍従の限度を越えるものである。

読谷村は今日まで再三、再四演習の中止を要求してきたが軍事優先の立場に立つ米軍と政府関係当局によって無視され否定されてきたのである。ちなみに今日までの演習事故の主なものを挙げると、1965年6月11日に発生した米軍のパラシュート演習によって自宅の庭先で遊んでいた棚原隆子（当時喜名小5年生）の圧殺事故をはじめ、字座喜味、字喜名、字伊良皆、字高志保の部落内、読谷高等学校校庭等に降下事故を起こし、更に1979年11月民家からわずか13.5m（7キログラムの鉄塊をつけて）離れた地点に落下した事故等、一步誤れば一大惨事につながる事故が枚挙にいとまのない程である。

村民の生命を何よりも大切にしなければいけないという人間尊重の立場から、演習中止の要求に対し形式的な対応しかない那覇防衛施設局と更に沖縄県民の生命を軽視し、住民地域の中で安易に演習を続行してきた米軍に対し怒りをこめて抗議する。

読谷村議会は、今回の住民地域での戦場さながらの演習の持つ意味の大きさを深刻に受け止め村民の総意として、今後同地域における米軍の一切の演習を中止し、即時演習場を撤去するよう強く要求する。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出する。

昭和56年7月4日

沖縄県中頭郡読谷村議会

内閣総理大臣 鈴木 善 幸 殿

外務大臣 園 田 直 殿

防衛施設庁長官 玉 木 清 司 殿

旧読谷飛行場用地の全面返還を要求する意見書

読谷村は沖縄県の中部に位置し、那覇から北へ28キロメートルの地で東支那海に面する村である。読谷村では、現在27,000人の村民が存在している。旧日本軍の強権によって飛行場は造られ敗戦後、米軍は我が物顔で、それを使用している。その土地にかつて地主のいたことを忘れたのか政府は真面目に戦後処理をしようとしなない。

読谷村の人々も、沖縄県民の歴史がそうであるように虐げられ、奪われ、抑圧され未だ怨念を解消し得ないまま、戦後38年、復帰後11年の歳月が経過した。誠に遺憾と言わざるを得ない。

ことの起こりは、無謀な太平洋戦争である。戦況が悪化し、戦雲急を告げた昭和18年の夏から19年の暮れにかけ、造りながら戦い戦いながら造っていった飛行場、それが読谷飛行場であった。

非常時態勢の中で、飛行場用地は強制的に接収されたのである。説明に來た陸軍将校は、地主に対し、「戦争が終われば土地は返す」と口約した。

昭和58年3月、読谷村議会は、重大な決意のもとに議会の意志を表明するものである。

それは、読谷村及び関係旧地主の今日までの読谷飛行場の問題解決に向けての動きを見た場合その努力と忍従にも限度があるとともに、政府関係機関の中には問題解決に対し誠意を示さず、回避と抑

庄の構図とも受け取れる消極的な姿勢があるからである。

大戦末期、戦争遂行の目的で飛行場が構築されたのは、ひとり沖縄だけではなく、本土とも数多く造られた。ところが本土の場合は、敗戦後昭和20年代に、数百に及ぶ旧軍飛行場用地が「戦後処理事案」として解決された経過を我々は知っている。更に本土における米軍の大和田通信所、上瀬谷通信所、依佐美通信所等を見た場合、地域住民の生活要求を解決しながら存在しており、その発想をもってすれば、読谷飛行場と楚辺通信施設との関係は、当然解決される事案であると思うからである。

さて、長年の懸案であった読谷飛行場内における米軍の落下傘演習場の問題解決（調査報告書提出昭和58年3月）が進められており、大きく期待するものである。

読谷村民は、一日も早く読谷飛行場用地の返還を求め、戦後処理として旧地主の問題を解決すると同時に、土地の有効利用の観点から、62年沖縄国体の競技場（ソフトボール）の建設を始め跡地利用計画に基づいて、具体的に推進していく考えである。

よって、読谷飛行場内における米軍の落下傘降下演習及び一般演習を含む一切の軍事演習を廃止し、読谷飛行場用地の即時全面返還（解放）を強く要求するものである。

以上地方自治法第99条項の規定により意見書を提出する。

昭和58年3月31日

沖縄県読谷村議会

防衛施設庁 長官 塩田 章 殿

外務大臣

防衛庁長官

那覇防衛施設局長

在日米軍司令官

大蔵大臣

読谷補助飛行場内の米軍の落下傘降下演習 中止並びに演習場の即時撤去に関する要請

読谷飛行場について米軍は1945年4月1日、沖縄占領以来38年間、旧読谷飛行場用地を軍事基地として一方的に使用し、復帰後も政府は旧軍が接収した読谷飛行場用地の問題解決を放置し、戦後処理をしないまま今日に至っている。

読谷飛行場用地における米軍の落下傘演習は、過去、人命を奪う事故や周辺民間地域への落下事故があいつぎ村民の生命、財産に危害を与える幾多の事故を引き起こしてきた。

既に御存知のように、過去の度重なる事故及び演習場が住民地域に隣接している生活環境からして、昭和55年3月、演習場としては不適当として決定された。日米関係機関で、その撤去（移設）に向けて、作業が進められているところである。

村民は過去一年間、演習もなく、静かな状態で生活でき、演習場の移設が進んでいるものとして、期待していたところである。

ところが、突如8月3日演習の通告を受け、4日・5日演習が再開されて、再び戦場の村に戻ってしまった。村民あげての演習反対の意思表示にもかかわらず演習は強行された。演習の結果は場外への落下事故を引き起こし、農作業中の農民の数十メートル至近距離に落下した。一步誤れば一大惨事を引き起こすところであった。過去の経験から、事故の発生は予想されたことであり当該地域での演習強行は、言語道断、非常識極まる行為であり、断じて許されることではない。読谷村民は、安心して生活のできる環境を確保し、自らの生命、財産を守る立場からこれ以上の演習の継続を認めることは出来ない。

従って、政府及び米軍は読谷飛行場における演習を即時中止し、昭和58年度中に演習場を撤去し、読谷飛行場の返還を強く要求する。

1983年8月8日

米軍落下傘降下演習中止並びに
演習場の即時撤去要求実行委員会

実行委員長 山 内 徳 信

構 成 団 体

読 谷 村 役 場	読 谷 村 議 会
読 谷 村 区 長 会	読 谷 村 農 業 共 同 組 合
読 谷 村 漁 業 協 同 組 合	読 谷 村 商 工 会 連 合 会
読 谷 村 老 人 ク ラ ブ 連 合 会	読 谷 村 婦 人 会
読 谷 村 青 年 団 協 議 会	読 谷 村 職 員 労 働 組 合
沖 教 組 読 谷 連 合 分 会	沖 高 組 読 谷 高 等 学 校 分 校
読 谷 農 協 労 働 組 合	バ ス 労 働 組 合 読 谷 支 部
全 通 読 谷 支 部	読 谷 飛 行 場 用 地 所 有 権 回 復 地 主 会

沖縄県知事	西 銘 順 治
沖縄県議会議長	大 田 昌 知
米国総領事	フェーザーストーン 殿
那覇防衛施設局	窪 田 稔

主な参考文献一覧

1. 沖縄の米軍基地／冊子・パンフレット（沖縄県基地対策課）
2. 国際都市形成構想基本計画〈概要版〉（沖縄県）
3. 基地返還アクションプログラム〈素案〉（沖縄県）
4. 返還軍用地の施設別概要（沖縄県企画調整部）
5. 米軍施設・区域の返還に伴う諸課題に関する調査（株式会社 地域計画研究所）
6. 駐留軍用地の今昔（沖縄県）
7. 県営かんがい排水事業概要書「パンフレット」（沖縄県農林水産部）
8. 歩く、見る、考える沖縄（沖縄県高教組、南部支部、平和教育委員会）
9. 戦跡と基地～沖縄市の戦跡ウォッチング～（沖縄県）
10. 読谷飛行場転用基本計画（読谷村）
11. 読谷村第二次総合計画・後期基本計画（読谷村）
12. 読谷飛行場問題解決への道〈戦後処理事案、復帰処理事案〉（読谷村）
13. 読谷補助飛行場の早期返還を求めて（読谷村）
14. 平和な未来をみつめて〈終戦50周年記念誌〉
15. 読谷村広報 特集号（読谷村）
16. 読谷村勢要覧（読谷村）
17. 「平和の炎」Vol 1～3（読谷村）
18. 城が劇場になった（読谷村教育委員会）
19. 座喜味城跡公園整備計画、見直し調査（読谷村教育委員会）
20. 長浜返還地及び周辺地区総合整備計画策定調査
(沖縄県読谷村建設課／長浜返還軍用地地主会)
21. 読谷村長浜川土地改良区合併調印式パンフレット
22. 復帰後の読谷村民の闘い（読谷村職員労働組合）

あ と が き

苦難な時を刻んだ20世紀

20世紀は、科学技術のめざましい進歩により生活物資が豊富になり、グローバルな交流など様々な分野で充実した生活基盤が形成されるようになりました。しかし一方では、人類のエゴにより今まで経験したことのない二つの世界大戦が起こり多くの罪もない子供・女性・子供等が「戦争」の犠牲になった時代でもある。特に日本とアジアとの関係をもてみると、日本軍による戦争や植民地的支配によって言語に尽くしがたい戦禍を被ったアジアの人々に悲惨な苦しみを与えました。

沖縄県や本村においても、去る大戦により多くの尊い生命が失われ、先人達が築きあげた多くの文化遺産や財産等が破壊されました。そして緑豊かな郷土は焦土と化してしまいました。戦後も米国政府は、土地強制接収を行い、それにともない村民は一時期流浪の民の如く居住地を転々とする生活を余儀なくされ、今尚、生まれ故郷の地へ戻れない村民が多くいます。読谷村民は、このような植民地的な様々な差別を受けるなど苦難の歴史の時を刻んできました。

現在でも、基地から発生する様々な基地被害や基地の県内移設（基地のたらい回し）の地方差別・人間差別等が、戦後・復帰後を通じた長い年月が経過した今でも、この“小さな沖縄・読谷”で発生しているのが現実です。

戦災からの復興

こうした状況下で読谷村は、終戦後に「読谷山村建設隊」が結成され復興へ向けてスタートしました。復帰後のむらづくりは、村民のたゆまない努力と闘いで日米両政府と対峙しながらも、自らの村づくりの目標を「人間性豊かな環境・文化村」と掲げ、諸事業を展開してきました。跡地利用の実績は、村内各地で随所に現れてきており「戦争につながる米軍基地」から「文化・経済・交流等の平和

的跡地利用」へと変貌しています。又、憲法擁護や平和行政条例の制定及び非核宣言等を行うなど、村民が人間としての基本的な権利と豊かで平和な生活が営める社会の実現をめざして平和に関する各種事業を展開しています。このように各種事業を通して「平和の村・読谷」のイメージが定着しています。

平和を願って

しかし、現在でも世界各地で民族紛争や開発による地球環境環境、餓死のひろがりなど、さまざまな課題が山積みされるなど、近代社会が残した汚点が、将来に向けて何も解決しないままに進んでいくのを我々は見すごすことはできません。見すごすことは、次世代に対して重荷を押しつけるものであります。

個人から家庭、家庭から小集団、そして村、県、国、世界へと視野を広げ、すべてのものが平和になる世界の構築を目指すことが重要であります。もう一度、小さい単位の「個人」「家庭」に立ち帰り、そこから、心の豊かな人間性の形成を図り、家庭の中の「小さな平和」から「大きな平和」へと発展させていく。そういう風に考えたいと思います。

ある日突然、誰かがやって来て平和が実現するというものではなく、自らの生活を通して、普段の生活の一部として活動を積み上げていくことが大切です。

21世紀が平和で豊かな時代となるためには、歴史の教訓から学び、人類の生存を脅かす現代のさまざまな問題に対し私達は、常に何が正しいことで、何が間違ったことなのかを考え行動することが大切ではないでしょうか。

今こそ他人の喜びや悲しみを自分のことのように感じることの出来る人と人とのパートナーシップを築き上げることや、全人類が宇宙船地球号の一員であることの自覚と、人類が生きている母なる大地を守り明るい未来を構築するため、自らが行動し発信していくことが求められています。

平和は誰によって作られる
ものなのでしょうか

平和とは

座に待つものではなく、
そこに住む住民自らが

積極的に創造していく、
関わり

そういったものでは
ないでしょうか。

1998年1月

平和の炎 Vol.10

第10回読谷村平和創造展

編集 読谷村役場 総務部 企画・分権推進課

発行 読谷村役場

〒904-03

沖縄県読谷村字座喜味2901番地

☎(098)982-9200

印刷 プリントステーション創明館

読谷村字座喜味2694-3

☎(098)958-3456
